

〔道路メンテナンス年報〕
福島の道路メンテナンス概要



2024年1月
福島県道路メンテナンス会議

まえがき

福島県内の国道や高速道路、県道（有料道路含む）、市町村道の道路延長は約 39,500 kmにおよび、その中には約 18,600 橋の橋梁、約 280 箇所トンネル、約 930 施設の道路附属物等があります。また、その道路構造物の多くが高度経済成長期に建設され、建設後 50 年を経過した道路施設の老朽化は急速に進行している状況です。

建設後 50 年を経過した橋梁は、2023 年 3 月末時点で約 4,900 橋、全体の 36%であり、20 年後には 80%の約 10,900 橋まで増加するため、老朽化対策の課題に早期に取り組むことが求められています。

このような状況の中、道路施設のメンテナンスサイクルの構築に向け 2014 年度から定期点検が義務化され、2018 年度までの 5 年間（1 巡目）で、各道路管理者により計画的に点検が実施されたところです。引き続き、2 巡目の点検を計画的に進めるとともに、点検結果を踏まえ個別施設ごとの長寿命化修繕計画を策定しながら補修・修繕等を進めていくこととしています。

「福島県道路メンテナンス会議」は、県内の道路管理者が連携しながら道路インフラの予防保全や老朽化対策の体制強化を図るため 2014 年度に設立しました。これまでに道路施設の定期点検計画の策定や点検研修、修繕工事の現場見学会等を実施し、市町村への技術支援に取り組んできたところです。今後も引き続き、老朽化対策の着実な推進に向け新技術を活用するなど、点検結果を踏まえた補修・修繕等を継続的に実施していきます。

「福島の道路メンテナンス概要」は、福島県道路メンテナンス会議の取り組みの一環として、県内の道路施設の老朽化の実態やメンテナンスの取り組みについてとりまとめ、県民や道路利用者に情報発信するとともに、今後の措置方針立案に繋げていくものです。

福島県道路メンテナンス会議 会長
（福島河川国道事務所長） 丸山 和基

目 次

1 道路構造物の現状	1
(1) 道路構造物の管理者	1
(2) 道路構造物の急速な老朽化	1
2 福島の道路メンテナンス概要について	2
(1) 概要	2
(2) 橋梁・トンネル・道路附属物等の健全性の診断について	2
3 橋梁・トンネル・道路附属物等の点検結果	3
(1) 2 巡目 (2019～2022 年度) の点検結果 (全道路管理者)	3
(2) 2 巡目 (2019～2022 年度) の点検結果 (管理者別)	5
(3) 判定区分Ⅰ・Ⅱの施設の 5 年後の判定区分Ⅲ・Ⅳへの遷移状況	11
(4) 過年度の点検 (2014～2022 年度) の実施施設の判定区分ごとの施設数と割合	14
(5) 過年度の点検 (2014～2022 年度) の点検結果 (全道路管理者)	17
(6) 過年度の点検 (2014～2022 年度) の点検結果 (管理者別)	18
4 判定区分Ⅲ、Ⅳの施設の修繕等措置の実施状況	20
(1) 1 巡目点検施設における修繕等措置の実施状況	20
(2) 2 巡目点検 (2019～2022 年度) の実施施設における修繕等措置の実施状況	24
(3) 過年度の点検 (2014～2022 年度) の実施施設における修繕等措置の実施状況	27
(4) 判定区分Ⅳの施設の措置状況	30
(5) 修繕等措置の取り組み事例	31
5 道路メンテナンス会議の取り組み	35

1 道路構造物の現状

(1) 道路構造物の管理者

県内の道路には、橋梁やトンネル、道路附属物等といった道路構造物があります。このうち、橋梁の施設数が最も多く、約7割を市町村で管理しています。

表 1-1 道路管理者別の道路構造物等内訳

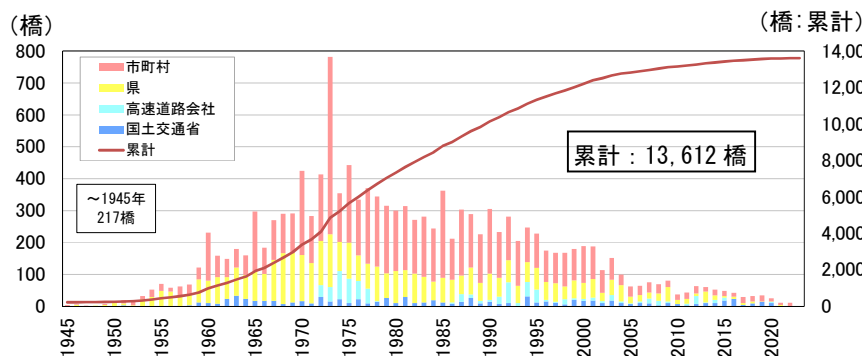
管理者	道路延長 (km)	橋梁 (橋)	トンネル (箇所)	道路附属物等 (施設)	道路附属物等			
					シェッド	大型カルバート	横断歩道橋	門型標識等
国土交通省	484	881	57	200	3	92	46	59
高速道路会社	411	763	29	249	2	187	0	60
県	5,749	4,480	166	409	174	125	86	24
市町村	32,891	12,443	27	73	10	19	26	18
合計	39,535	18,567	279	931	189	423	158	161

※2023年3月末時点
 ※道路延長は「道路統計年報2022」より集計

(2) 道路構造物の急速な老朽化

橋梁やトンネル、道路附属物等といった道路構造物は、その多くが高度経済成長期に建設され、今後、これらの老朽化が急速に進みます。

特に施設数の多い橋梁で見ると、建設後50年を経過した橋梁は、現在36%であり、10年後には60%に増加するため、計画的・効率的なメンテナンスサイクルの構築が必要な状況です。



※この他、古い橋梁など記録が確認できない建設年度不明橋梁が約5,000橋ある。
 (出典) 道路局調べ (2023.3 末時点)

図 1-1 建設年代別施設数 (橋梁)

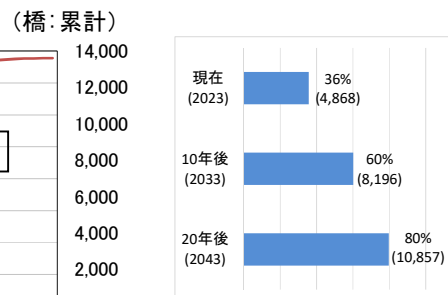
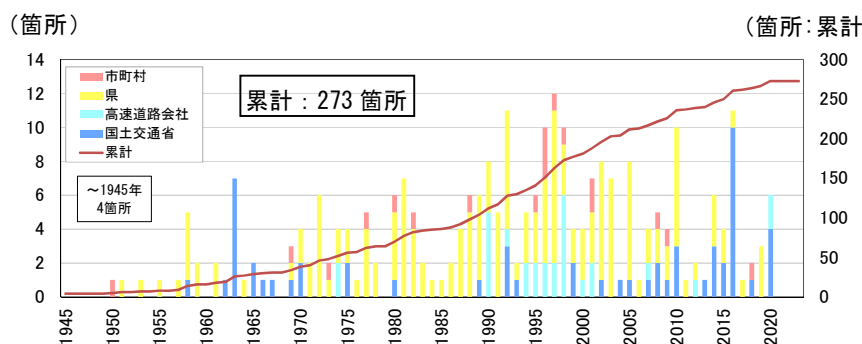


図 1-2 建設後50年を経過した施設の割合 (橋梁)



※この他、古いトンネルなど記録が確認できない建設年度不明トンネルが6箇所ある。
 (出典) 道路局調べ (2023.3 末時点)

図 1-3 建設年代別施設数 (トンネル)

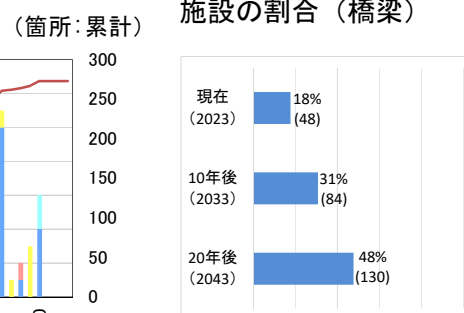


図 1-4 建設後50年を経過した施設の割合 (トンネル)

2 福島県の道路メンテナンス概要について

(1) 概要

- 福島県道路メンテナンス会議では、県民・道路利用者に道路インフラの現状及び老朽化対策についてご理解頂くため、点検の実施状況や結果等を「福島の道路メンテナンス概要」としてとりまとめています。
- 橋梁・トンネル・道路附属物等^{※1}については、2014～2018年度における1巡目点検（以降、1巡目点検）が完了し、2019年度より2巡目の点検に着手しています。
- 今回は、下記についてとりまとめました。
 - 2巡目（2019～2022年度）及び過年度（2014～2022年度）の点検結果^{※2}
 - 1巡目点検（2014～2018年度）、2巡目点検（2019～2022年度）、過年度の点検（2014～2022年度）における修繕等措置状況
- この調査結果は、点検結果を踏まえた今後の措置方針の立案等に活用します。

<p>道路の老朽化の現状はどうなっているのだろうか。</p> <p>→地域毎のデータ、経年的な変化等、様々な観点から県内の道路施設の老朽化の実態を把握することができます。</p>	<p>今後どのように措置していくのか。</p> <p>→各道路管理者は、自らの管理施設の老朽化の実態を踏まえ、今後の措置方針を立案していくこととなります。</p>
---	---

※1 道路附属物等：シェッド、大型カルバート、横断歩道橋、門型標識等
 ※2 複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計
 ※3 本概要で掲載している施設数は、施設を管理する事務所等の所在地（県）で集計しています。

(2) 橋梁・トンネル・道路附属物等の健全性の診断について

全ての道路管理者は、2013年の道路法改正等を受け、2014年7月より5年に1回の頻度で近接目視による点検を実施しています。

健全性の診断は、以下の4段階に区分します。

区分		状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じている可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

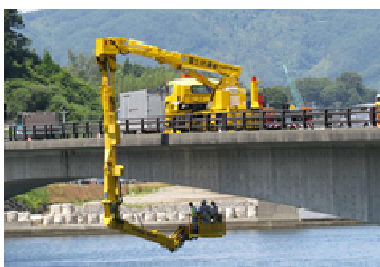


写真2-1 橋梁点検状況



写真2-2 トンネル点検状況

3 橋梁・トンネル・道路附属物等の点検結果

(1) 2 巡目 (2019~2022 年度) の点検結果 (全道路管理者)

2 巡目 (2019~2022 年度) の累積点検実施率は、橋梁 86%、トンネル 82%、道路附属物等 66%です。

判定区分の割合は、橋梁：I 21%、II 66%、III 14%、IV 0.1%、トンネル：I 0.5%、II 47%、III 53%、IV 0%、道路附属物等：I 21%、II 54%、III 24%、IV 0%です。

※判定区分の割合は四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。(次頁以降も同様)

○2 巡目 (2019~2022 年度) の点検実施率 (全道路管理者)

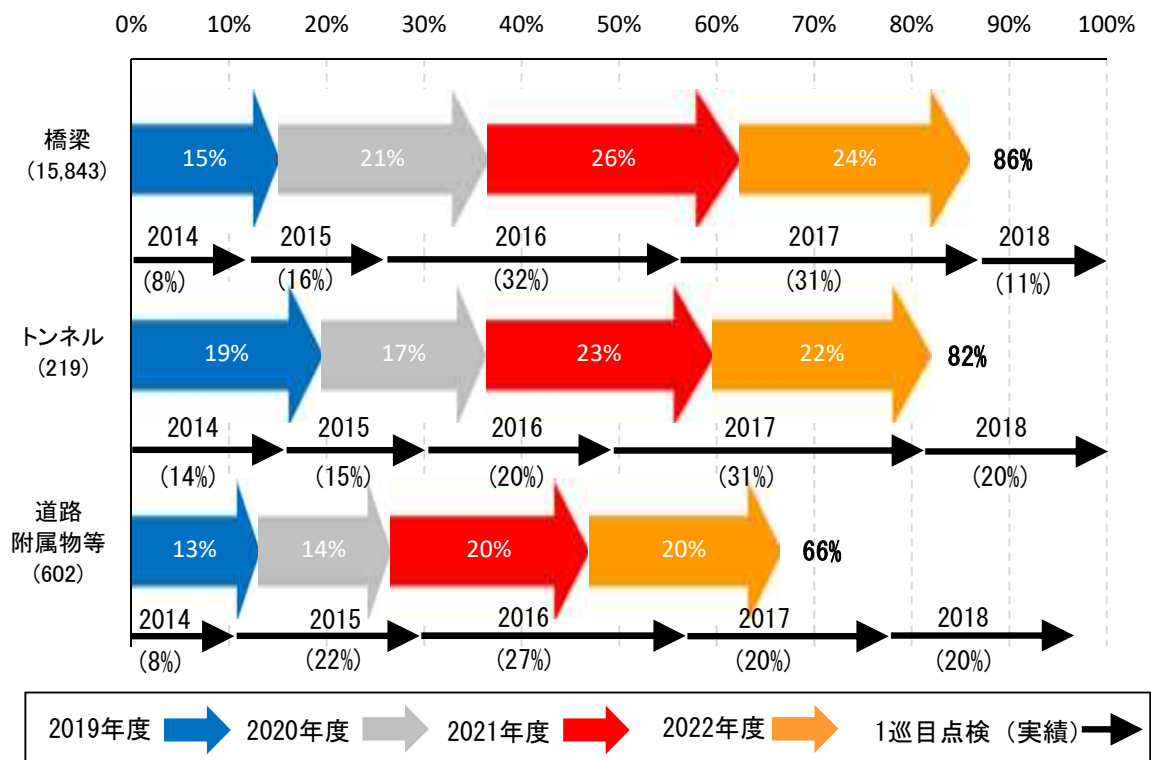


図 3 - 1 2 巡目 (2019~2022 年度) の点検実施率 (全道路管理者合計)

※ () 内は、2019~2022 年度に点検を実施した施設数の合計。
 ※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

表 3 - 1 2 巡目 (2019~2022 年度) の点検実施率 (全道路管理者合計)

	管理施設数	うち点検対象施設数※1	点検実施数	点検実施率※2
橋梁	18,567	18,436	15,843	86% (87%)
トンネル	279	267	219	82% (80%)
道路附属物等	931	906	602	66% (77%)

2023.3 末時点
 ※1：2023 年 3 月時点での施設数のうち、供用後 5 年以内などを除いた施設数の合計。
 ※2：点検対象施設数を分母とした点検実施数の割合。() 内は、1 巡目 (2014~2017 年度) における点検実施率であり、四捨五入の関係で上記グラフの年度毎の合計値とは一致しない場合がある。

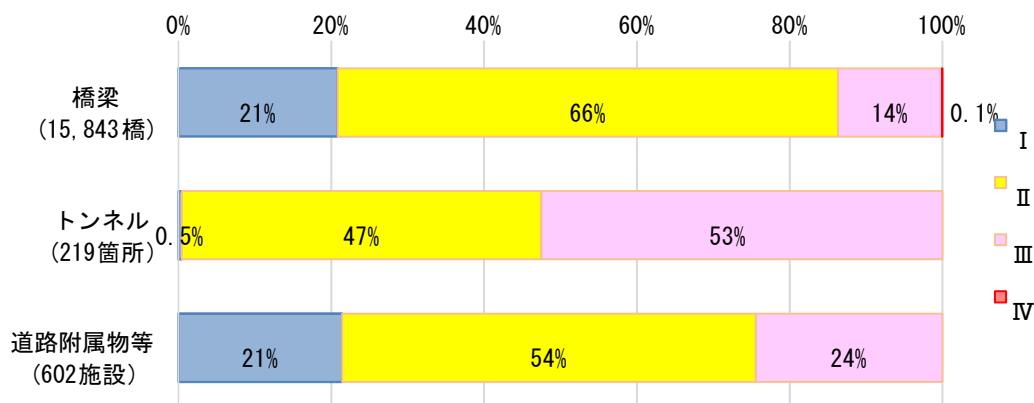


図3-2 2巡目（2019～2022年度）の判定区分の割合（全道路管理者合計）

※（）内は、2巡目（2019～2022年度）に点検を実施した施設数の合計。

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

表3-2 2巡目（2019～2022年度）の判定区分の割合（全道路管理者合計）

	点検実施数	判定区分 上段：実数、下段：割合			
		I	II	III	IV
橋梁	15,843	3,302	10,379	2,152	10
		21%	66%	14%	0.1%
トンネル	219	1	103	115	0
		0.5%	47%	53%	0%
道路附属物等	602	129	326	147	0
		21%	54%	24%	0%

2023.3末時点

【参考】1巡目（2014～2018年度）の判定区分の割合（全道路管理者合計）

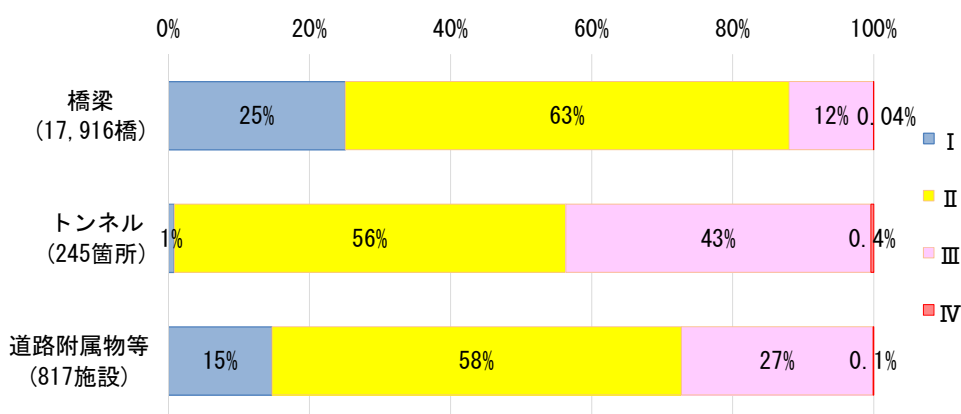


図3-3 1巡目（2014～2018年度）の判定区分の割合（全道路管理者合計）

※2019年3月時点での集計値

※（）内は、1巡目（2014～2018年度）に点検を実施した施設数の合計。

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

(2) 2巡目(2019~2022年度)の点検結果(管理者別)

① 橋梁

橋梁の2巡目(2019~2022年度)の累積点検実施率は、国土交通省 82%、高速道路会社 81%、県 86%、市町村 87%です。

全管理者の判定区分の割合は、I 21%、II 66%、III 14%、IV 0.1%です。

※判定区分の割合は四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

○2巡目(2019~2022年度)の点検実施率(橋梁)

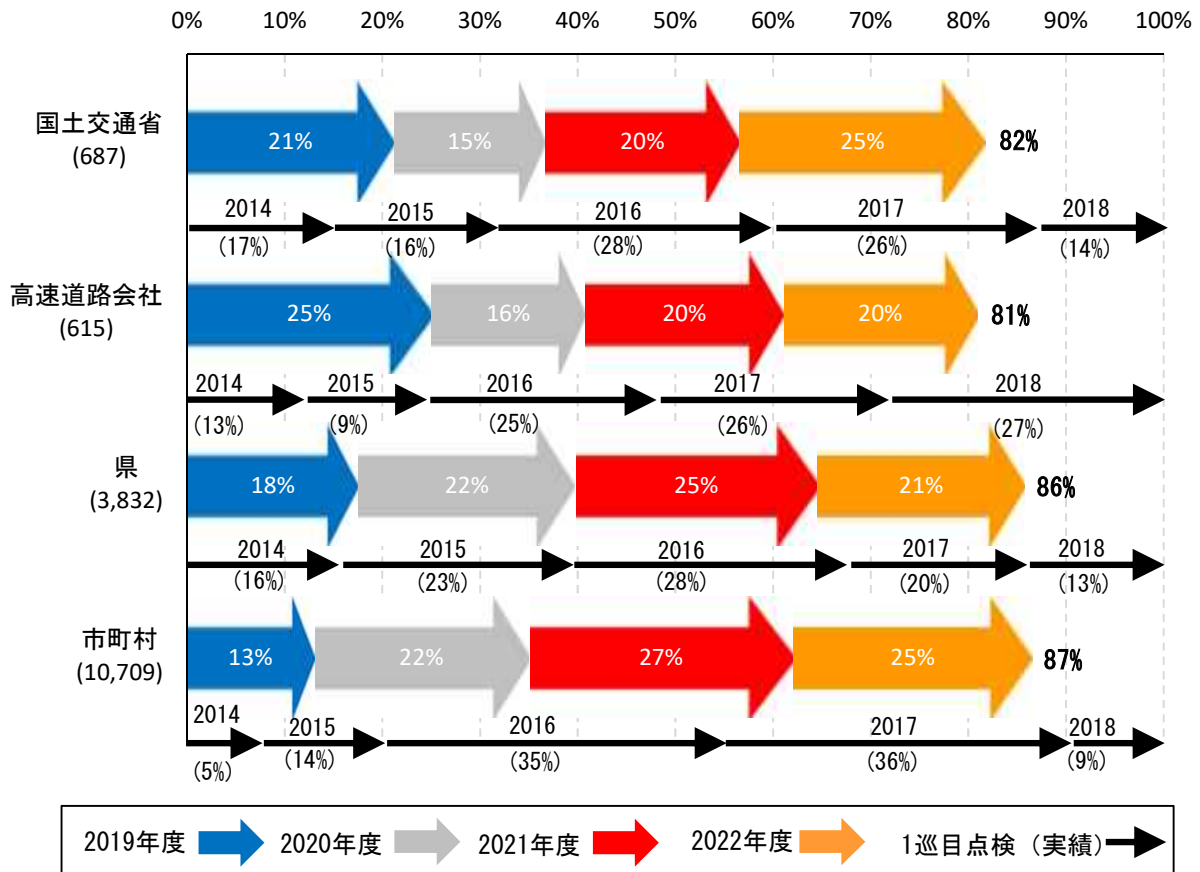


図3-4 2巡目(2019~2022年度)の点検実施率(橋梁)

※()内は、2019~2022年度に点検を実施した施設数の合計。
※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

表3-3 2巡目(2019~2022年度)の点検実施率(橋梁)

管理者	管理施設数	うち点検対象施設数※1	点検実施数	点検実施率※2
国土交通省	881	840	687	82% (87%)
高速道路会社	763	760	615	81% (73%)
県	4,480	4,468	3,832	86% (87%)
市町村	12,443	12,368	10,709	87% (90%)
合計	18,567	18,436	15,843	86% (87%)

※1: 2023年3月時点での施設数のうち、供用後5年以内などを除いた施設数の合計。
※2: 点検対象施設数を分母とした点検実施数の割合。()内は、1巡目(2014~2017年度)における点検実施率。

2023.3末時点

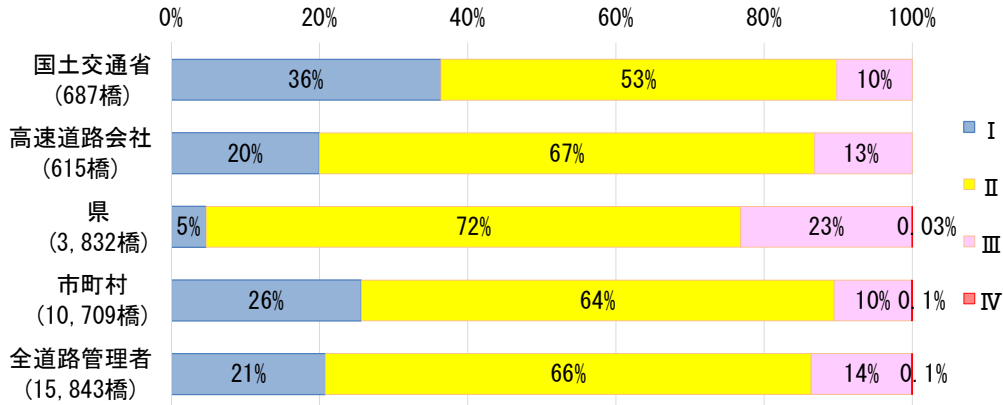


図3-5 2巡目（2019～2022年度）の判定区分の割合（橋梁）

※（）内は、2巡目（2019～2022年度）に点検を実施した施設数の合計。
 ※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

表3-4 2巡目（2019～2022年度）の判定区分の割合（橋梁）

管理者	点検実施数	判定区分 上段：実数、下段：割合			
		I	II	III	IV
国土交通省	687	250	367	70	0
		36%	53%	10%	0%
高速道路会社	615	123	411	81	0
		20%	67%	13%	0%
県	3,832	181	2,765	885	1
		5%	72%	23%	0.03%
市町村	10,709	2,748	6,836	1,116	9
		26%	64%	10%	0.1%
合計	15,843	3,302	10,379	2,152	10
		21%	66%	14%	0.1%

2023.3末時点

【参考】1巡目（2014～2018年度）の判定区分の割合（橋梁）

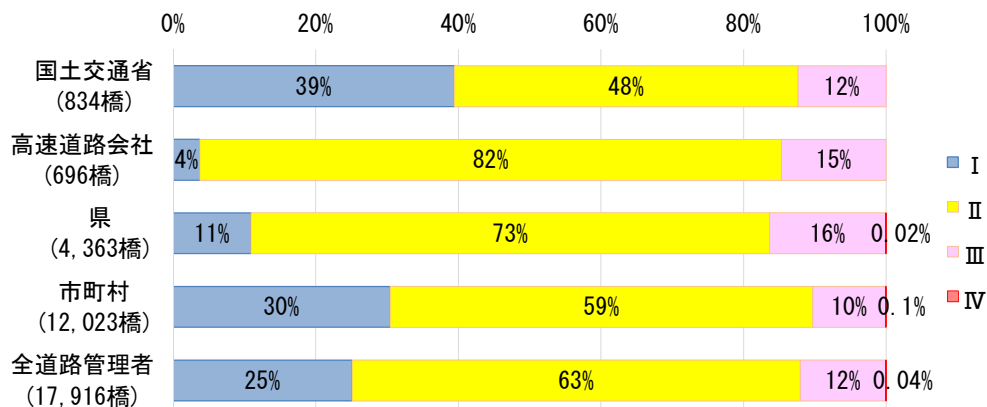


図3-6 1巡目（2014～2018年度）の判定区分の割合（橋梁）

※2019年3月時点での集計値
 ※（）内は、1巡目（2014～2018年度）に点検を実施した施設数の合計。
 ※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

②トンネル

トンネルの2巡目（2019～2022年度）の累積点検実施率は、国土交通省 76%、高速道路会社 78%、県 85%、市町村 81%です。

全管理者の判定区分割合は、Ⅰ 0.5%、Ⅱ 47%、Ⅲ 53%、Ⅳ 0%です。

〇2巡目（2019～2022年度）の点検実施率（トンネル）

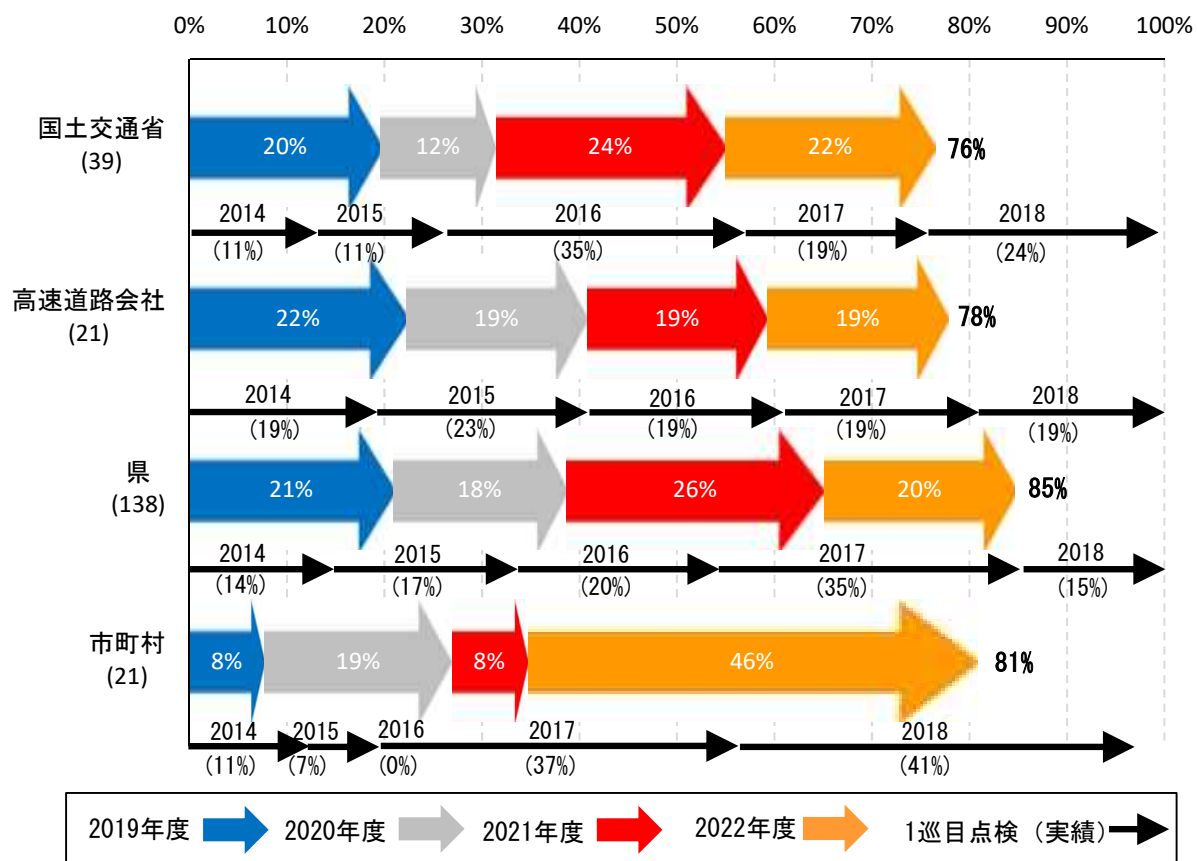


図3-7 2巡目（2019～2022年度）の点検実施率（トンネル）

※（）内は、2019～2022年度に点検を実施した施設数の合計。
※四捨五入の関係で合計値が100にならない場合がある。

表3-5 2巡目（2019～2022年度）の点検実施率（トンネル）

管理者	管理施設数	うち点検対象施設数※1	点検実施数	点検実施率※2
国土交通省	57	51	39	76% (76%)
高速道路会社	29	27	21	78% (80%)
県	166	163	138	85% (86%)
市町村	27	26	21	81% (55%)
合計	279	267	219	82% (80%)

※1：2023年3月時点での施設数のうち、供用後5年以内などを除いた施設数の合計。

2023.3末時点

※2：点検対象施設数を分母とした点検実施数の割合。（）内は、1巡目（2014～2017年度）における点検実施率。

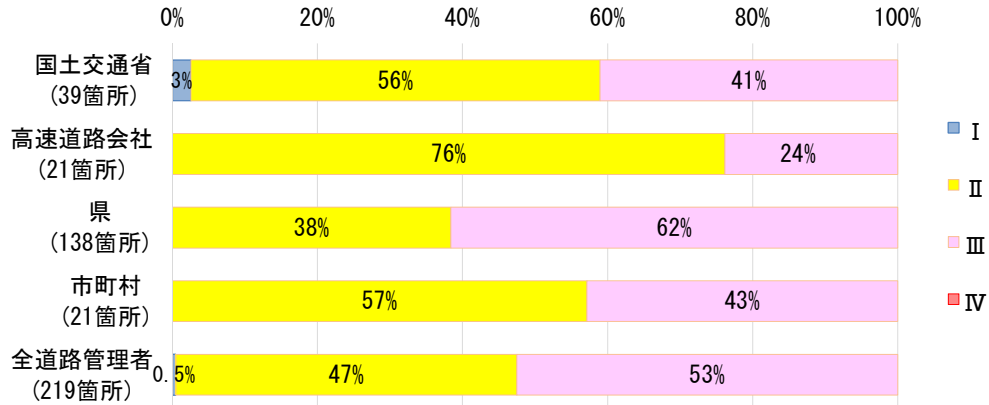


図3-8 2巡目（2019～2022年度）の判定区分の割合（トンネル）

※（）内は、2巡目（2019～2022年度）に点検を実施した施設数の合計。
 ※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

表3-6 2巡目（2019～2022年度）の判定区分の割合（トンネル）

管理者	点検実施数	判定区分			
		上段：実数、下段：割合			
		I	II	III	IV
国土交通省	39	1	22	16	0
		3%	56%	41%	0%
高速道路会社	21	0	16	5	0
		0%	76%	24%	0%
県	138	0	53	85	0
		0%	38%	62%	0%
市町村	21	0	12	9	0
		0%	57%	43%	0%
合計	219	1	103	115	0
		0.5%	47%	53%	0%

2023.3 末時点

【参考】1巡目（2014～2018年度）の判定区分の割合（トンネル）

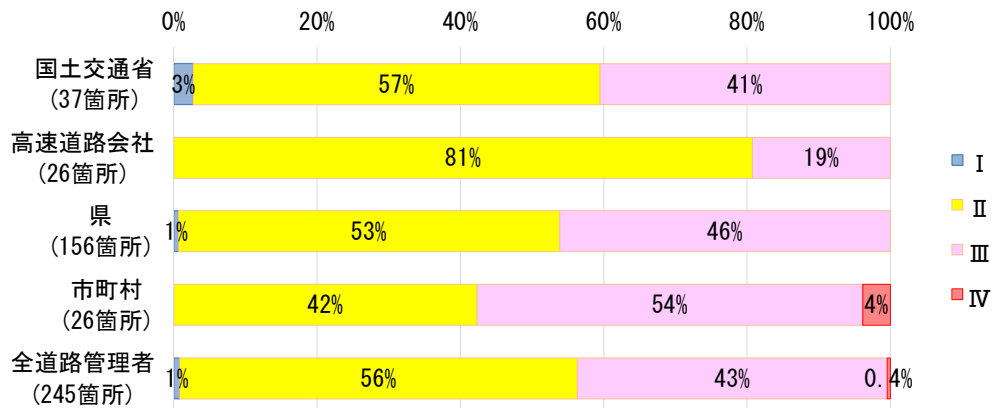


図3-9 1巡目（2014～2018年度）の判定区分の割合（トンネル）

※2019年3月時点での集計値
 ※（）内は、1巡目（2014～2018年度）に点検を実施した施設数の合計。
 ※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

③道路附属物等

道路附属物等の2巡目(2019~2022年度)の累積点検実施率は、国土交通省 75%、高速道路会社 77%、県 54%、市町村 79%です。

全管理者の判定区分割合は、I 21%、II 54%、III 24%、IV 0%です。

〇2巡目(2019~2022年度)の点検実施率(道路附属物等)

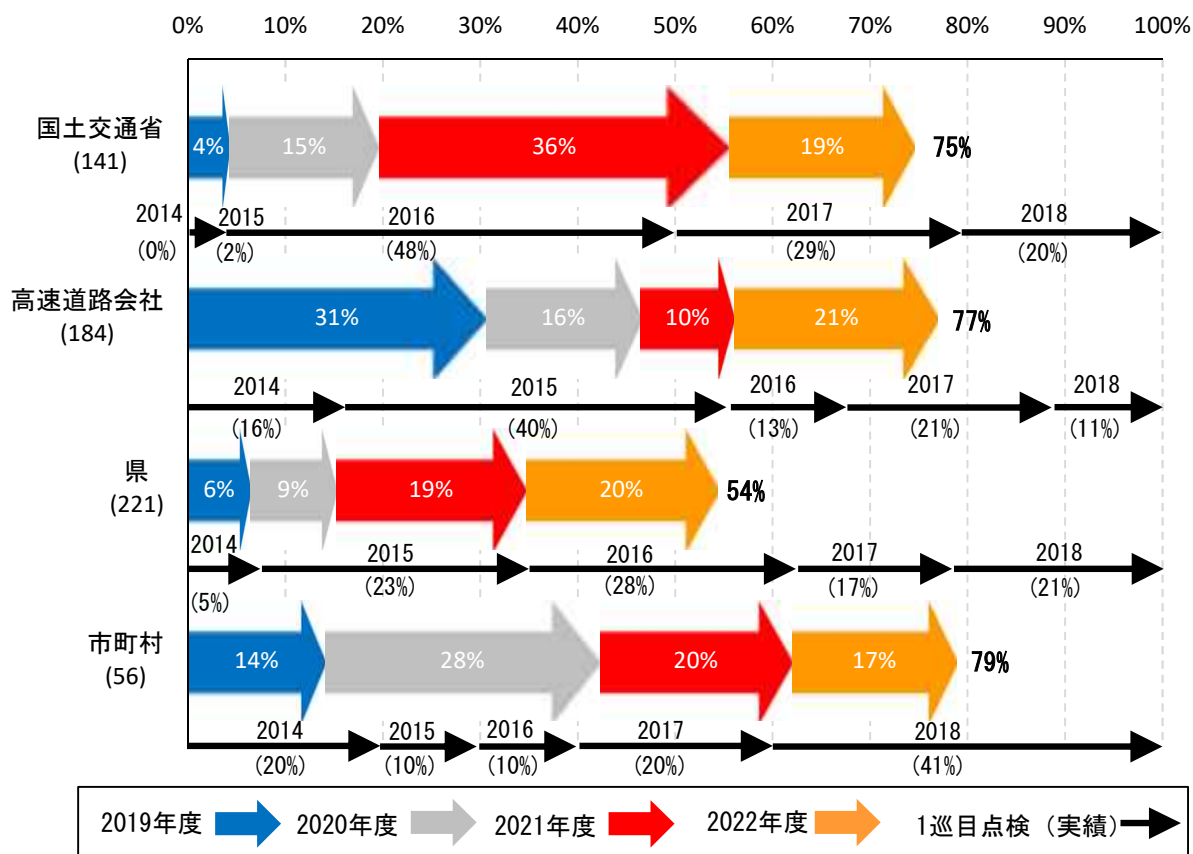


図3-10 2巡目(2019~2022年度)の点検実施率(道路附属物等)

※()内は、2019~2022年度に点検を実施した施設数の合計。
※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

表3-7 2巡目(2019~2022年度)の点検実施率(道路附属物等)

管理者	管理施設数	うち点検対象施設数※1	点検実施数	点検実施率※2
国土交通省	200	189	141	75% (79%)
高速道路会社	249	239	184	77% (90%)
県	409	407	221	54% (73%)
市町村	73	71	56	79% (60%)
合計	931	906	602	66% (77%)

※1: 2023年3月時点での施設数のうち、供用後5年以内などを除いた施設数の合計。

2023.3末時点

※2: 点検対象施設数を分母とした点検実施数の割合。()内は、1巡目(2014~2017年度)における点検実施率。

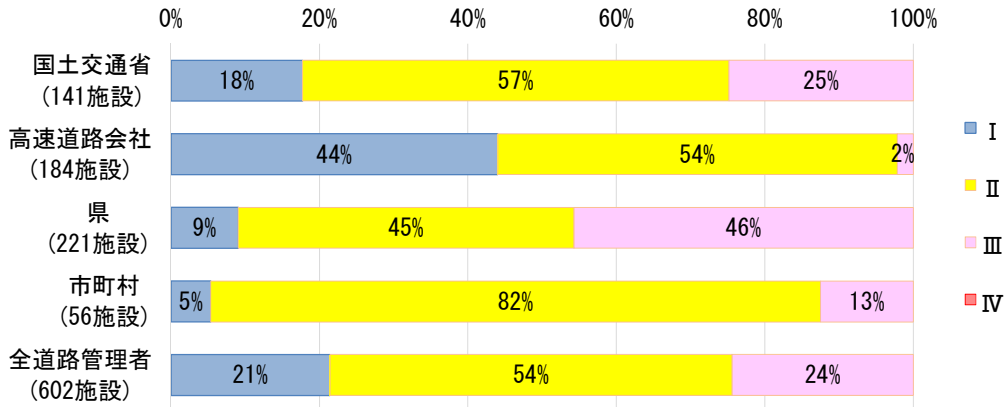


図3-1-1 2巡目（2019～2022年度）の判定区分の割合（道路附属物等）

※（）内は、2巡目（2019～2022年度）に点検を実施した施設数の合計。
 ※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

表3-8 2巡目（2019～2022年度）の判定区分の割合（道路附属物等）

管理者	点検実施数	判定区分			
		上段：実数、下段：割合			
		I	II	III	IV
国土交通省	141	25	81	35	0
		18%	57%	25%	0%
高速道路会社	184	81	99	4	0
		44%	54%	2%	0%
県	221	20	100	101	0
		9%	45%	46%	0%
市町村	56	3	46	7	0
		5%	82%	13%	0%
合計	602	129	326	147	0
		21%	54%	24%	0%

2023.3 末時点

【参考】1巡目（2014～2018年度）の判定区分の割合（道路附属物等）

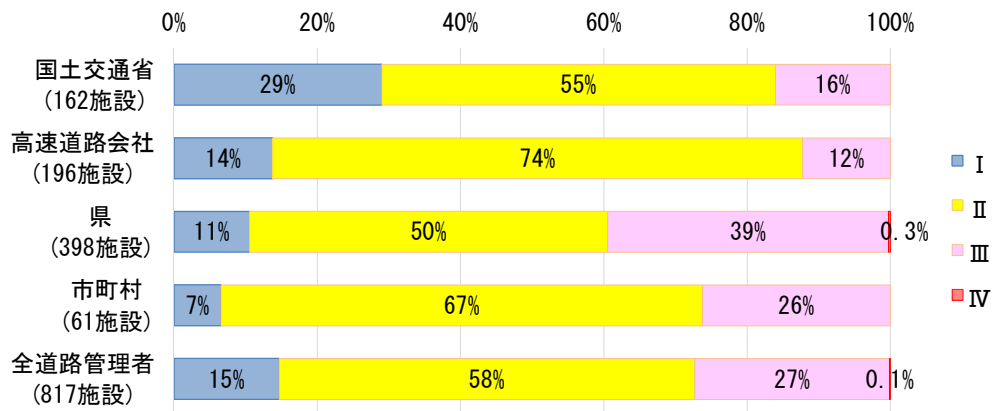


図3-1-2 1巡目（2014～2018年度）の判定区分の割合（道路附属物等）

※2019年3月時点での集計値
 ※（）内は、1巡目（2014～2018年度）に点検を実施した施設数の合計。
 ※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

(3) 判定区分Ⅰ・Ⅱの施設の5年後の判定区分Ⅲ・Ⅳへの遷移状況

① 橋梁

1巡目の2014～2017年度の点検で健全又は予防保全の観点から措置を講じることが望ましい状態（判定区分Ⅰ・Ⅱ）に診断された施設のうち、修繕等の措置を講じないまま、5年後の2019～2022年度の点検において、早期又は緊急に措置を講ずべき状態（判定区分Ⅲ・Ⅳ）へ遷移した割合は、全道路管理者で8%です。

建設後経過年数が41年以上となる橋梁では、判定区分Ⅰ・Ⅱから判定区分Ⅲ・Ⅳに遷移する割合が高くなっています。

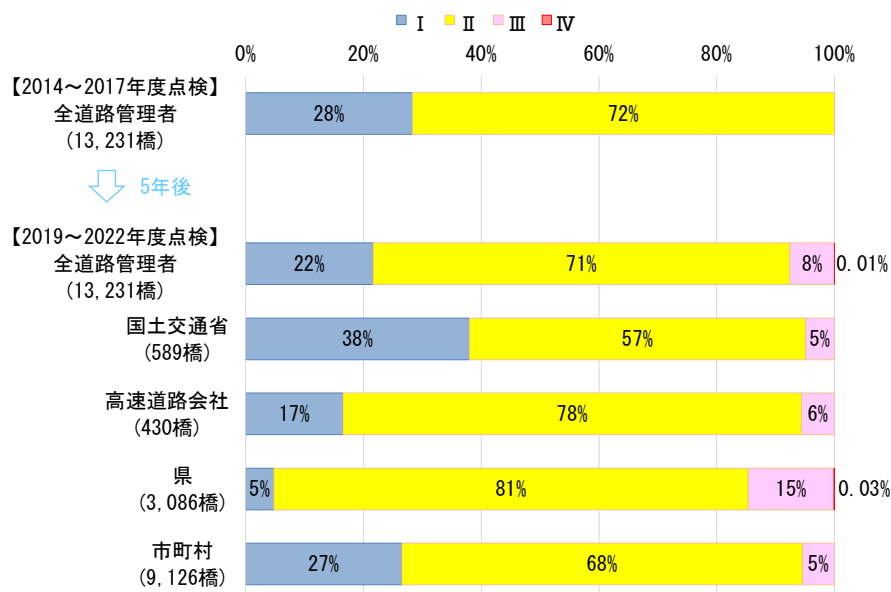


図3-13 管理者別の判定区分の遷移状況

※（）内は、1巡目（2014～2017年度）の結果が判定区分ⅠまたはⅡとなった橋梁数の内、修繕等の措置を講じないまま5年後の2019～2022年度に点検を実施した橋梁の合計。
※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

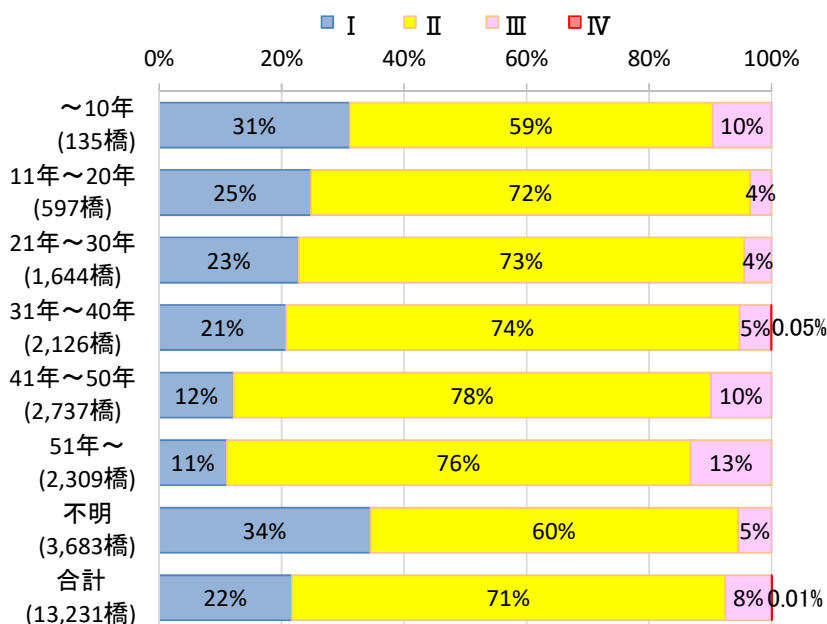


図3-14 建設年数別の遷移状況（全道路管理者）

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

②トンネル

1巡目の2014～2017年度の点検で健全又は予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態（判定区分Ⅰ・Ⅱ）に診断された施設のうち、修繕等の措置を講じないまま、5年後の2019～2022年度の点検において、早期又は緊急に措置を講ずべき状態（判定区分Ⅲ・Ⅳ）へ遷移した割合は、全道路管理者で34%です。

トンネルでは、判定区分Ⅰ・Ⅱから判定区分Ⅲ・Ⅳに遷移した割合と建設年数の間に明らかな関係性は見られません。

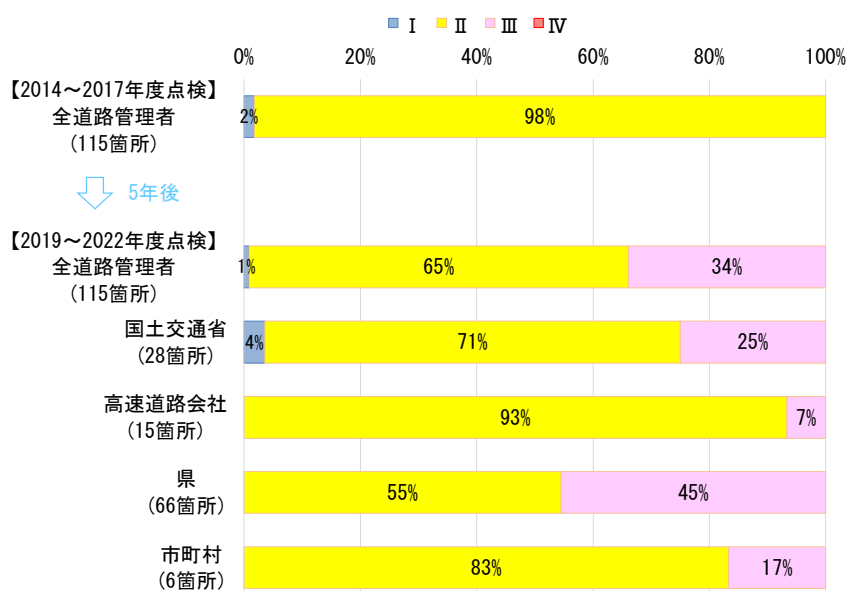


図3-15 管理者別の判定区分の遷移状況

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

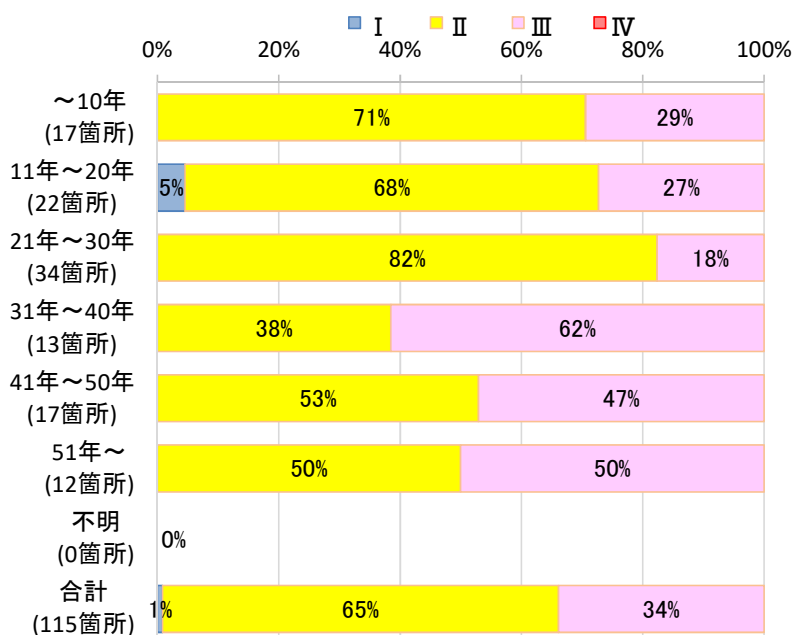


図3-16 建設年数別の遷移状況（全道路管理者）

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

③道路附属物等

1巡目の2014～2017年度の点検で健全又は予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態（判定区分Ⅰ・Ⅱ）に診断された施設のうち、修繕等の措置を講じないまま、5年後の2019～2022年度の点検において、早期又は緊急に措置を講ずべき状態（判定区分Ⅲ・Ⅳ）へ遷移した割合は、全道路管理者で15%です。

建設後経過年数が21年以上となる道路附属物等では、判定区分Ⅰ・Ⅱから判定区分Ⅲ・Ⅳに遷移した割合が高くなっています。

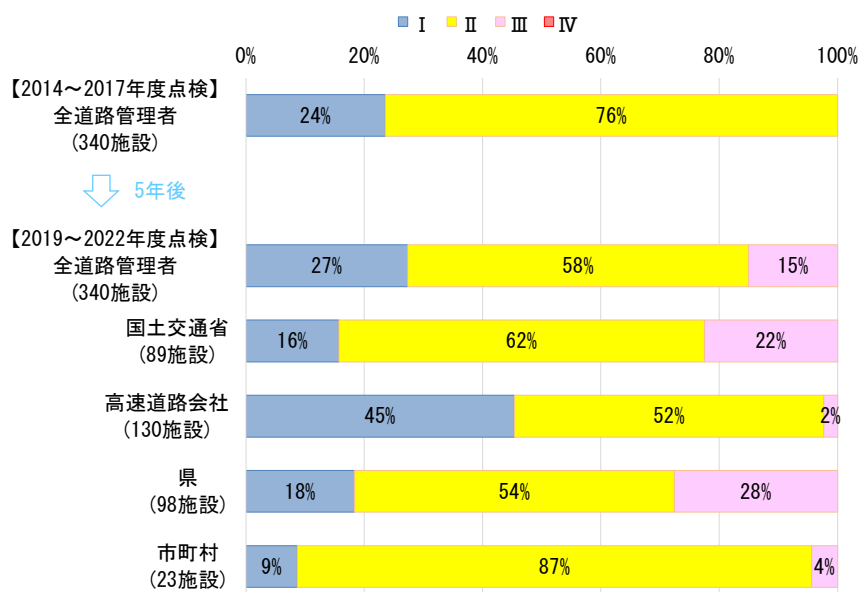


図3-17 管理者別の判定区分の遷移状況

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

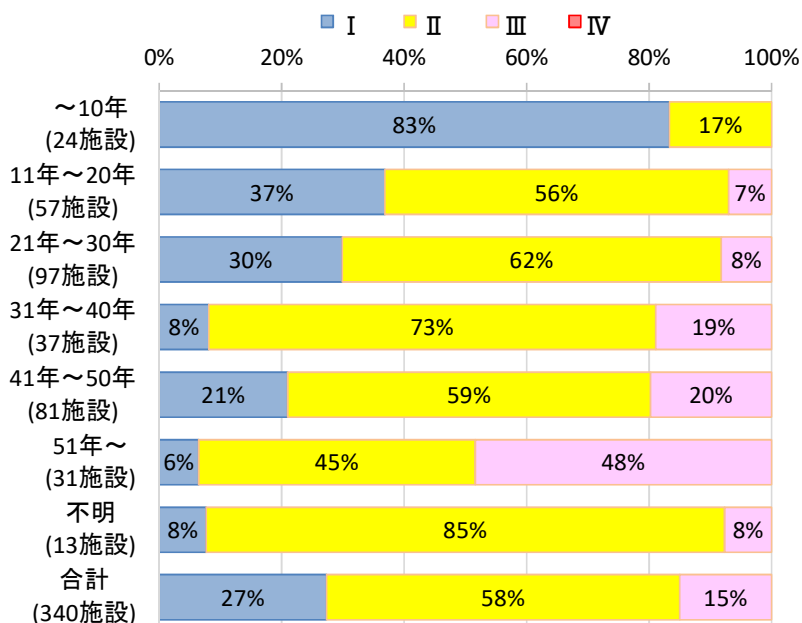


図3-18 建設年数別の遷移状況（全道路管理者）

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

(4) 過年度の点検（2014～2022年度）の実施施設の判定区分ごとの施設数と割合

① 橋梁

過年度の点検（2014～2022年度）における判定区分の割合は、Ⅰ 22%、Ⅱ 65%、Ⅲ 14%、Ⅳ 0.1%であり、修繕等が必要な判定区分Ⅲ・Ⅳの橋梁は2,509橋です。1巡目点検結果から推移をみると、判定区分Ⅲの施設数が増加しています。

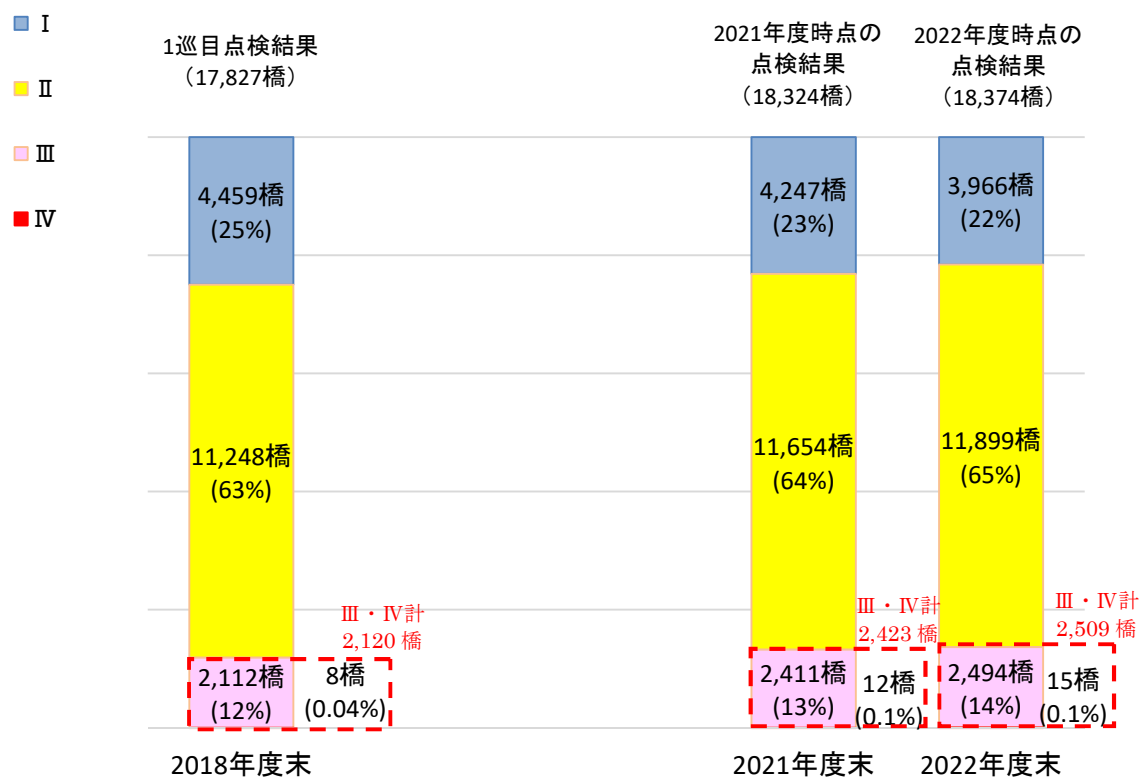


図3-19 各年度時点の判定区分の割合（橋梁）

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。

②トンネル

過年度の点検（2014～2022年度）における判定区分の割合は、Ⅰ 1%、Ⅱ 52%、Ⅲ 47%、Ⅳ 0%であり、修繕等が必要な判定区分Ⅲ・Ⅳのトンネルは126箇所です。1巡目点検結果から推移をみると、判定区分Ⅲの施設数が増加しています。

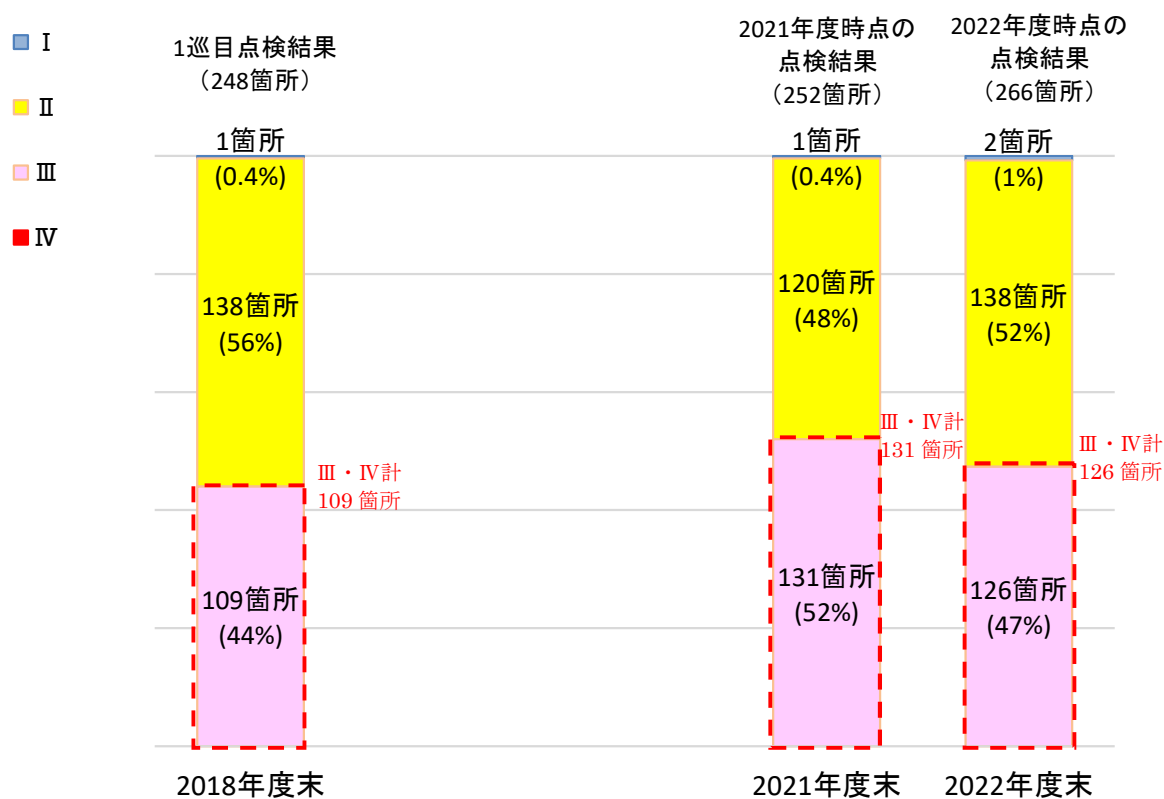


図3-20 各年度時点の判定区分の割合（トンネル）

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。

③道路附属物等

過年度の点検（2014～2022年度）における判定区分の割合は、Ⅰ 18%、Ⅱ 55%、Ⅲ 26%、Ⅳ 0%であり、修繕等が必要な判定区分Ⅲ・Ⅳの道路附属物等は237施設です。

1巡目点検結果から推移をみると、判定区分Ⅲの施設数が増加しています。

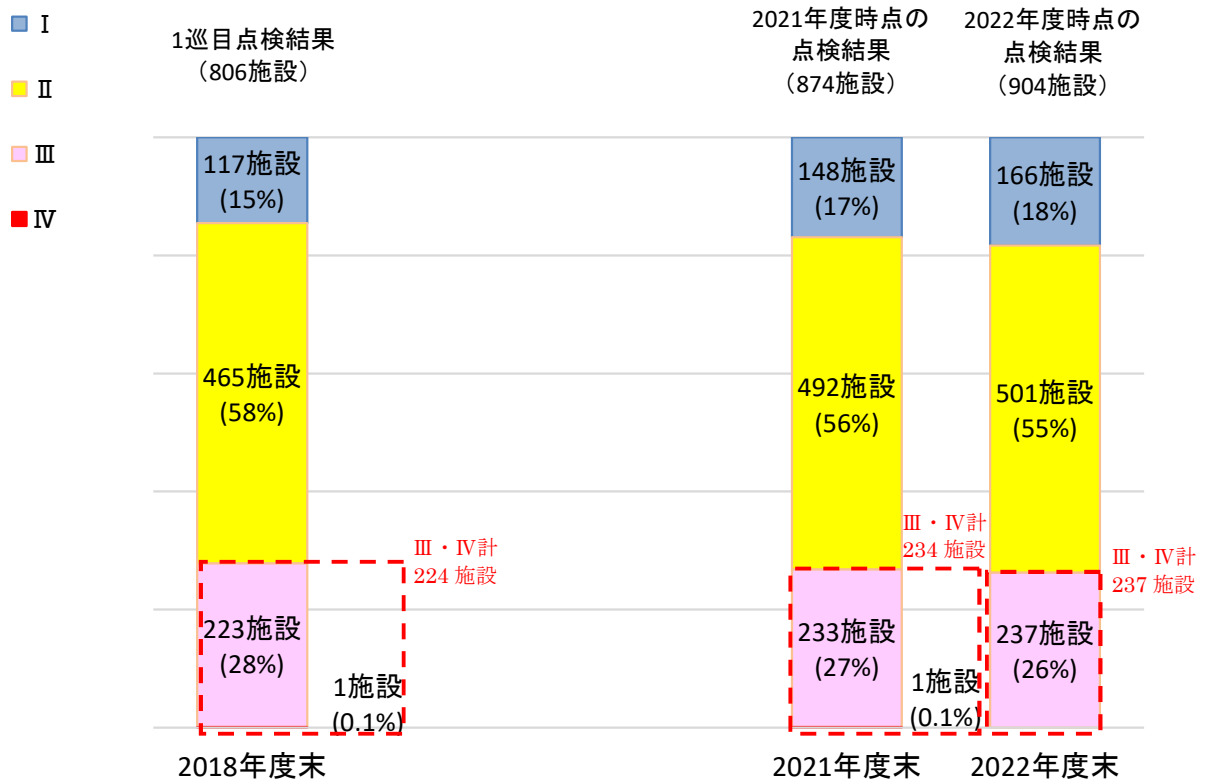


図3-21 各年度時点の判定区分の割合（道路附属物等）

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。
 ※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。

(5) 過年度の点検（2014～2022年度）の点検結果（全道路管理者）

過年度の点検（2014～2022年度）における判定区分の割合は、橋梁：Ⅰ 22%、Ⅱ 65%、Ⅲ 14%、Ⅳ 0.1%、トンネル：Ⅰ 0.8%、Ⅱ 52%、Ⅲ 47%、Ⅳ 0%、道路附属物等：Ⅰ 18%、Ⅱ 55%、Ⅲ 26%、Ⅳ 0%です。

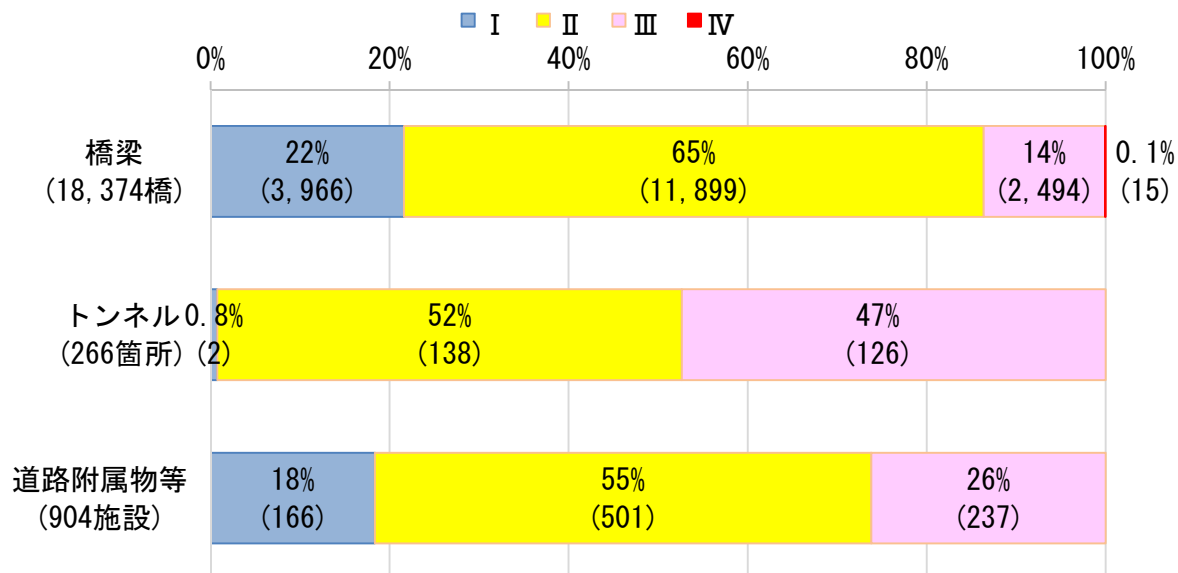


図3-22 2022年度末時点の判定区分の割合（全道路管理者）

※（）内は、2023年3月末時点の施設数のうち、2014～2022年度に点検を実施した施設数の合計。

※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

(6) 過年度の点検（2014～2022年度）の点検結果（管理者別）

1) 国土交通省

過年度の点検（2014～2022年度）における判定区分の割合は、橋梁：Ⅰ 38%、Ⅱ 52%、Ⅲ 9%、Ⅳ 0%、トンネル：Ⅰ 2%、Ⅱ 57%、Ⅲ 41%、Ⅳ 0%、道路附属物等：Ⅰ 22%、Ⅱ 58%、Ⅲ 20%、Ⅳ 0%です。

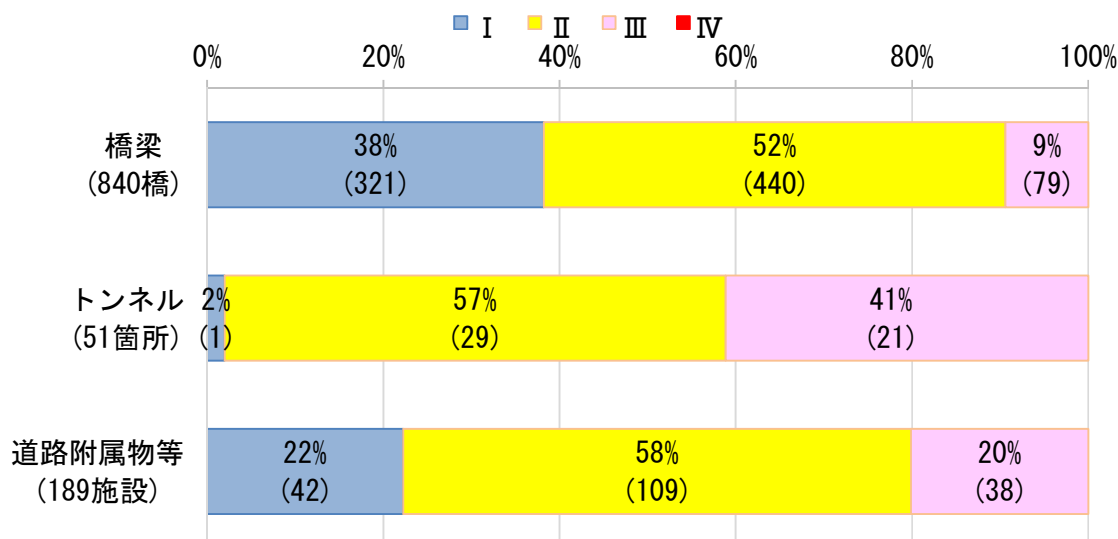


図3-23 2022年度末時点の判定区分の割合（国土交通省）

※（）内は、2023年3月末時点の施設数のうち、2014～2022年度に点検を実施した施設数の合計。
 ※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。
 ※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

2) 高速道路会社

過年度の点検（2014～2022年度）における判定区分の割合は、橋梁：Ⅰ 18%、Ⅱ 69%、Ⅲ 13%、Ⅳ 0%、トンネル：Ⅰ 0%、Ⅱ 81%、Ⅲ 19%、Ⅳ 0%、道路附属物等：Ⅰ 37%、Ⅱ 57%、Ⅲ 6%、Ⅳ 0%です。

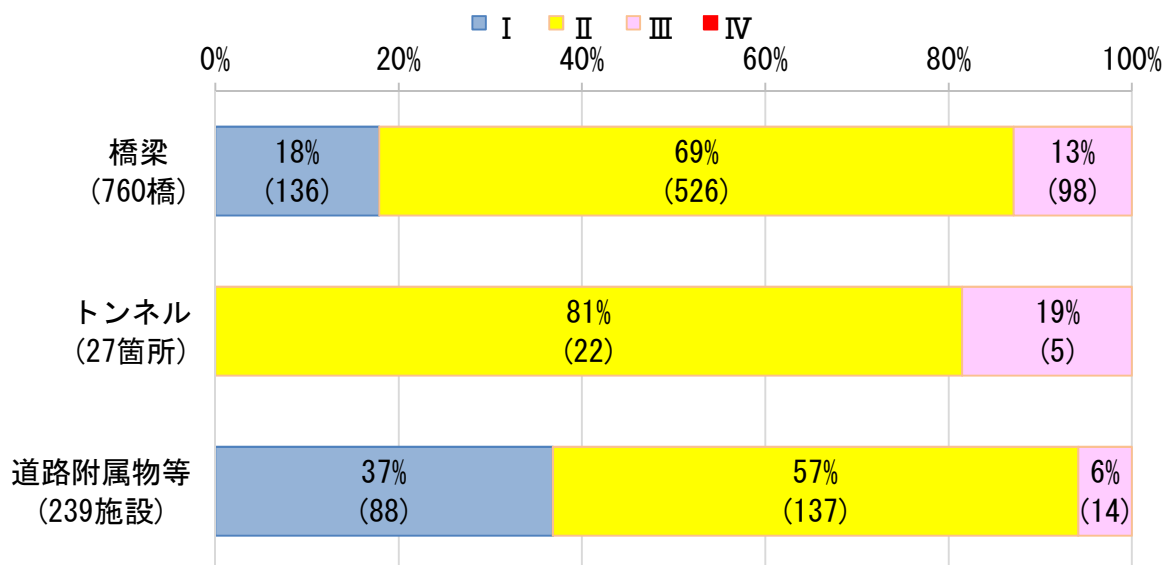


図3-24 2022年度末時点の判定区分の割合（高速道路会社）

※（）内は、2023年3月末時点の施設数のうち、2014～2022年度に点検を実施した施設数の合計。
 ※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。
 ※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

3) 県

過年度の点検（2014～2022 年度）における判定区分の割合は、橋梁：Ⅰ 5%、Ⅱ 72%、Ⅲ 23%、Ⅳ 0.1%、トンネル：Ⅰ 1%、Ⅱ 44%、Ⅲ 55%、Ⅳ 0%、道路附属物等：Ⅰ 8%、Ⅱ 49%、Ⅲ 44%、Ⅳ 0%です。

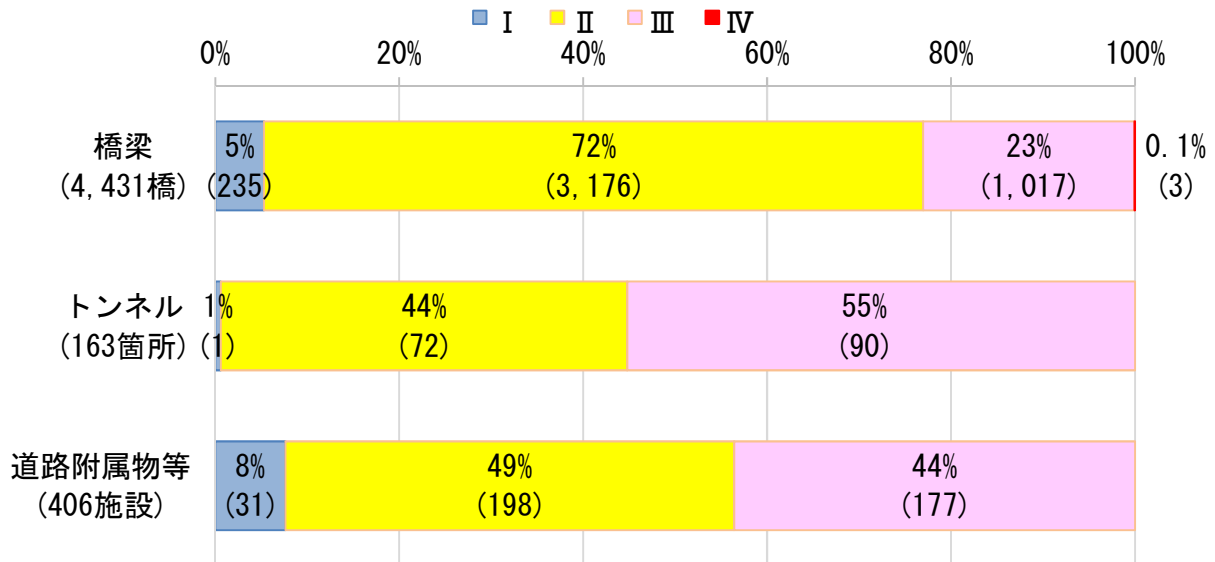


図3-25 2022年度末時点の判定区分の割合（県）

※（）内は、2023年3月末時点の施設数のうち、2014～2022年度に点検を実施した施設数の合計。
 ※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。
 ※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

4) 市町村

過年度の点検（2014～2022 年度）における判定区分の割合は、橋梁：Ⅰ 27%、Ⅱ 63%、Ⅲ 11%、Ⅳ 0.1%、トンネル：Ⅰ 0%、Ⅱ 60%、Ⅲ 40%、Ⅳ 0%、道路附属物等：Ⅰ 7%、Ⅱ 81%、Ⅲ 11%、Ⅳ 0%です。

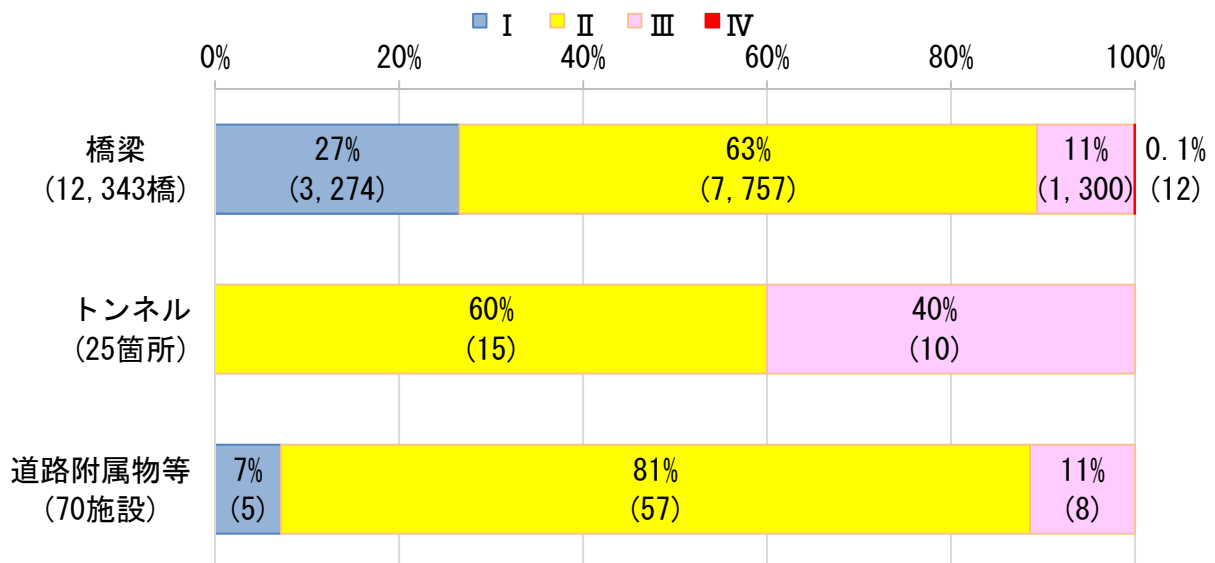


図3-26 2022年度末時点の判定区分の割合（市町村）

※（）内は、2023年3月末時点の施設数のうち、2014～2022年度に点検を実施した施設数の合計。
 ※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。
 ※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

4 判定区分Ⅲ、Ⅳの施設の修繕等措置の実施状況

(1) 1 巡目点検（2014～2018 年度）施設における修繕等措置の実施状況

各施設の修繕等措置については、定期点検の判定区分に応じて対策等を行います。

○判定区分Ⅲ

「構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態」と診断された施設は、次回点検まで（5 年以内）に措置を講ずることとしています。

○判定区分Ⅳ

「構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態」と診断された施設は、損傷発見後、緊急に措置を講ずることとしています。

1) 判定区分Ⅲ・Ⅳの修繕等措置の実施状況（2022 年度末時点）

1 巡目点検（2014～2018 年度）で判定区分Ⅲ、Ⅳと診断された施設の措置着手率（2022 年度末時点）は、橋梁 74%、トンネル 92%、道路附属物等 79%となっています。

表 4 - 1 判定区分Ⅲ、Ⅳの修繕等措置の実施状況（全道路管理者）

	措置が必要な 施設数 A	措置に着手済 の施設数 B (B/A)	措置完了済 の施設数 C (C/A)
橋梁	2,097	1,557 (74%)	910 (43%)
トンネル	106	98 (92%)	71 (67%)
道路附属物等	218	172 (79%)	78 (36%)

2023. 3 末時点

判定区分Ⅲ、Ⅳの修繕等措置
(2014～2018)

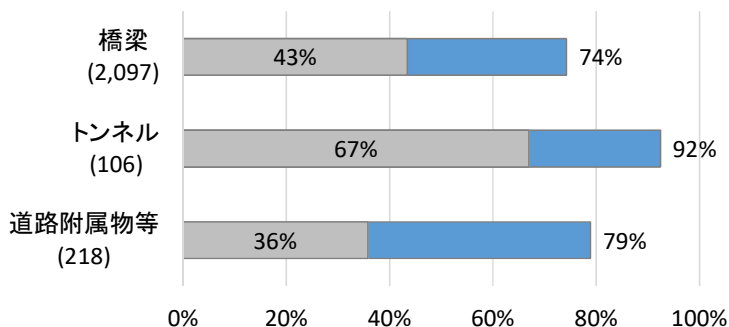


図 4 - 1 判定区分Ⅲ、Ⅳの修繕等措置（2014 年度～2018 年度）

2023. 3 末時点

措置着手率 : 措置（設計を含む）に着手した割合 (B/A)
措置完了率 : 措置が完了した割合 (C/A)

①橋梁

1 巡目点検（2014～2018 年度）で早期に措置を講ずるべき状態（区分Ⅲ）又は緊急に措置を講ずるべき状態（区分Ⅳ）と判定された橋梁のうち、修繕等の措置に着手した割合は、2022 年度末時点で国土交通省 100%、高速道路会社 99%、地方公共団体 72%です。

完了した割合は、国土交通省 79%、高速道路会社 42%、地方公共団体 42%です。

表 4-2 橋梁の判定区分Ⅲ・Ⅳの修繕等措置の実施状況

管理者	措置が必要な施設数 A※1	措置に着手済の施設数 B (B/A)	うち完了済の施設数 C※2 (C/A)	点検実施年度	措置着手率(B/A)		措置完了率(C/A)					
					0%	100%	0%	100%				
国土交通省	100	100 (100%)	79 (79%)	2014	96%	100%	96%	100%				
				2015	100%	100%	100%	100%				
				2016	58%	100%	58%	100%				
				2017	72%	100%	72%	100%				
				2018	44%	100%	44%	100%				
高速道路会社	102	101 (99%)	43 (42%)	2014	69%	100%	69%	100%				
				2015	50%	100%	50%	100%				
				2016	31%	100%	31%	100%				
				2017	47%	100%	47%	100%				
				2018	35%	96%	35%	96%				
地方公共団体計	1,895	1,356 (72%)	788 (42%)	2014	76%	95%	76%	95%				
				2015	52%	83%	52%	83%				
				2016	45%	71%	45%	71%				
				2017	31%	66%	31%	66%				
				2018	21%	58%	21%	58%				
				県	697	643 (92%)	286 (41%)	2014	74%	98%	74%	98%
								2015	47%	99%	47%	99%
								2016	47%	97%	47%	97%
								2017	21%	90%	21%	90%
								2018	16%	76%	16%	76%
市町村	1,198	713 (60%)	502 (42%)	2014	82%	87%	82%	87%				
				2015	55%	74%	55%	74%				
				2016	45%	58%	45%	58%				
				2017	35%	57%	35%	57%				
				2018	24%	45%	24%	45%				
合計	2,097	1,557 (74%)	910 (43%)		43%	74%	43%	74%				

措置着手率 : 措置(設計を含む)に着手した割合(B/A) 2023.3 末時点
措置完了率 : 措置が完了した割合(C/A)

※修繕等措置には、補修や補強などの施設の機能や耐久性等を維持又は回復するための「対策」のほか、「撤去」、定期的あるいは常時の「監視」、緊急に措置を講じることができない場合などの対応としての「通行規制・通行止」があるが、実施状況の集計からは「監視」は除く。

※1 : 1 巡目点検における判定区分Ⅲ、Ⅳの施設のうち、点検対象外となった施設を除く施設数。

※2 : 2 巡目点検で再度Ⅲ、Ⅳと診断された施設でも、1 巡目点検に対する措置が完了した施設は含む。

②トンネル

1 巡目点検（2014～2018 年度）で早期に措置を講ずるべき状態（区分Ⅲ）又は緊急に措置を講ずるべき状態（区分Ⅳ）と判定されたトンネルのうち、修繕等の措置に着手した割合は、2022 年度末時点で国土交通省 100%、高速道路会社 100%、地方公共団体 91%です。

完了した割合は、国土交通省 93%、高速道路会社 60%、地方公共団体 63%です。

表 4-3 トンネルの判定区分Ⅲ・Ⅳの修繕等措置の実施状況

管理者	措置が必要な施設数 A※1	措置に着手済の施設数 B (B/A)	うち完了済の施設数 C※2 (C/A)	点検実施年度	措置着手率(B/A)		措置完了率(C/A)	
					0%	100%	0%	100%
国土交通省	15	15 (100%)	14 (93%)	2014	—	—	—	—
				2015	—	100%	100%	100%
				2016	—	100%	100%	100%
				2017	—	—	—	—
				2018	75%	100%	100%	100%
高速道路会社	5	5 (100%)	3 (60%)	2014	33%	100%	100%	100%
				2015	—	100%	100%	100%
				2016	—	100%	100%	100%
				2017	—	—	—	—
				2018	—	—	—	—
地方公共団体計	86	78 (91%)	54 (63%)	2014	—	100%	100%	100%
				2015	—	100%	100%	100%
				2016	67%	100%	100%	100%
				2017	57%	95%	95%	95%
				2018	43%	57%	57%	57%
県	72	70 (97%)	48 (67%)	2014	—	100%	100%	100%
				2015	—	100%	100%	100%
				2016	67%	100%	100%	100%
				2017	55%	95%	95%	95%
				2018	83%	100%	100%	100%
市町村	14	8 (57%)	6 (43%)	2014	—	100%	100%	100%
				2015	—	100%	100%	100%
				2016	—	—	—	—
				2017	75%	100%	100%	100%
				2018	13%	25%	25%	25%
合計	106	98 (92%)	71 (67%)		67%	92%	92%	92%

措置着手率 : 措置（設計を含む）に着手した割合 (B/A)

2023. 3 末時点

措置完了率 : 措置が完了した割合 (C/A)

※修繕等措置には、補修や補強などの施設の機能や耐久性等を維持又は回復するための「対策」のほか、「撤去」、定期的あるいは常時の「監視」、緊急に措置を講じることができない場合などの対応としての「通行規制・通行止」があるが、実施状況の集計からは「監視」は除く。

※1 : 1 巡目点検における判定区分Ⅲ、Ⅳの施設のうち、点検対象外となった施設を除く施設数。

※2 : 2 巡目点検で再度Ⅲ、Ⅳと診断された施設でも、1 巡目点検に対する措置が完了した施設は含む。

③道路附属物等

1 巡目点検（2014～2018 年度）で早期に措置を講ずるべき状態（区分Ⅲ）又は緊急に措置を講ずるべき状態（区分Ⅳ）と判定された道路附属物等のうち、修繕等の措置に着手した割合は、2022 年度末時点で国土交通省 96%、高速道路会社 100%、地方公共団体 74%です。

完了した割合は、国土交通省 52%、高速道路会社 96%、地方公共団体 25%です。

表 4-4 道路附属物等の判定区分Ⅲ・Ⅳの修繕等措置の実施状況

管理者	措置が必要な施設数 A※1	措置に着手済の施設数 B (B/A)	うち完了済の施設数 C※2 (C/A)	点検実施年度	措置着手率(B/A)		措置完了率(C/A)	
					0%	100%	0%	100%
国土交通省	23	22 (96%)	12 (52%)	2014	—	—	—	—
				2015	50%	100%	50%	100%
				2016	56%	100%	56%	100%
				2017	71%	100%	71%	100%
				2018	0%	67%	0%	67%
高速道路会社	24	24 (100%)	23 (96%)	2014	100%	100%	100%	100%
				2015	100%	100%	100%	100%
				2016	100%	100%	100%	100%
				2017	—	—	—	—
				2018	75%	100%	75%	100%
地方公共団体計	171	126 (74%)	43 (25%)	2014	67%	83%	67%	83%
				2015	12%	68%	12%	68%
				2016	29%	94%	29%	94%
				2017	72%	94%	72%	94%
				2018	13%	50%	13%	50%
県	156	116 (74%)	35 (22%)	2014	—	—	—	—
				2015	12%	68%	12%	68%
				2016	27%	94%	27%	94%
				2017	80%	100%	80%	100%
				2018	9%	51%	9%	51%
市町村	15	10 (67%)	8 (53%)	2014	67%	83%	67%	83%
				2015	—	—	—	—
				2016	100%	100%	100%	100%
				2017	33%	67%	33%	67%
				2018	40%	40%	40%	40%
合計	218	172 (79%)	78 (36%)		36%	79%	36%	79%

措置着手率 : 措置(設計を含む)に着手した割合(B/A)

2023.3 末時点

措置完了率 : 措置が完了した割合(C/A)

※修繕等措置には、補修や補強などの施設の機能や耐久性等を維持又は回復するための「対策」のほか、「撤去」、定期的あるいは常時の「監視」、緊急に措置を講じることができない場合などの対応としての「通行規制・通行止」があるが、実施状況の集計からは「監視」は除く。

※1 : 1 巡目点検における判定区分Ⅲ、Ⅳの施設のうち、点検対象外となった施設を除く施設数。

※2 : 2 巡目点検で再度Ⅲ、Ⅳと診断された施設でも、1 巡目点検に対する措置が完了した施設は含む。

(2) 2巡目点検（2019～2022年度）の実施施設における修繕等措置の実施状況

①橋梁

2巡目（2019～2022年度）の点検で早期に措置を講ずるべき状態（区分Ⅲ）又は緊急に措置を講ずるべき状態（区分Ⅳ）と判定された橋梁のうち、修繕等の措置に着手した割合は、2022年度末時点で国土交通省 63%、高速道路会社 84%、地方公共団体 40%です。

完了した割合は、国土交通省 16%、高速道路会社 10%、地方公共団体 11%です。

表4-5 橋梁の判定区分Ⅲ・Ⅳの修繕等措置の実施状況

管理者	措置が必要な施設数 A※1	措置に着手済の施設数 B (B/A)	うち完了済の施設数 C (C/A)	点検実施年度	措置着手率(B/A)		措置完了率(C/A)	
					0%	100%	0%	100%
国土交通省	70	44 (63%)	11 (16%)	2019	33%	95%	33%	95%
				2020	17%	92%	17%	92%
				2021	0%	61%	0%	61%
				2022	11%	11%	11%	11%
高速道路会社	81	68 (84%)	8 (10%)	2019	29%	100%	29%	100%
				2020	6%	94%	6%	94%
				2021	4%	92%	4%	92%
				2022	0%	44%	0%	44%
地方公共団体計	2,011	800 (40%)	215 (11%)	2019	20%	57%	20%	57%
				2020	16%	45%	16%	45%
				2021	10%	42%	10%	42%
				2022	2%	23%	2%	23%
県	886	470 (53%)	111 (13%)	2019	23%	69%	23%	69%
				2020	18%	56%	18%	56%
				2021	10%	55%	10%	55%
				2022	4%	36%	4%	36%
市町村	1,125	330 (29%)	104 (9%)	2019	16%	42%	16%	42%
				2020	14%	38%	14%	38%
				2021	9%	31%	9%	31%
				2022	1%	12%	1%	12%
合計	2,162	912 (42%)	234 (11%)		11%	42%	11%	42%

2023.3末時点

措置着手率 : 措置（設計を含む）に着手した割合(B/A)

措置完了率 : 措置が完了した割合(C/A)

※修繕等措置には、補修や補強などの施設の機能や耐久性等を維持又は回復するための「対策」のほか、「撤去」、定期的あるいは常時の「監視」、緊急に措置を講じることができない場合などの対応としての「通行規制・通行止」があるが、実施状況の集計からは「監視」は除く。

※1：2巡目（2019～2022年度）の点検における判定区分Ⅲ、Ⅳの施設数のうち、点検対象外等となった施設を除く施設数。

②トンネル

2 巡目（2019～2022 年度）の点検で早期に措置を講ずるべき状態（区分Ⅲ）又は緊急に措置を講ずるべき状態（区分Ⅳ）と判定されたトンネルのうち、修繕等の措置に着手した割合は、2022 年度末時点で国土交通省 50%、高速道路会社 60%、地方公共団体 48%です。

完了した割合は、国土交通省 19%、高速道路会社 20%、地方公共団体 17%です。

表 4-6 トンネルの判定区分Ⅲ・Ⅳの修繕等措置の実施状況

管理者	措置が必要な施設数 A※1	措置に着手済の施設数 B (B/A)	うち完了済の施設数 C (C/A)	点検実施年度	措置着手率(B/A)		措置完了率(C/A)	
					0%	100%	0%	100%
国土交通省	16	8 (50%)	3 (19%)	2019	0%	100%	0%	100%
				2020	40%	80%	40%	80%
				2021	0%	33%	0%	33%
				2022	0%	0%	0%	0%
高速道路会社	5	3 (60%)	1 (20%)	2019	25%	75%	25%	75%
				2020	—	—	—	—
				2021	0%	0%	0%	0%
				2022	—	—	—	—
地方公共団体計	94	45 (48%)	16 (17%)	2019	17%	100%	17%	100%
				2020	5%	42%	5%	42%
				2021	14%	39%	14%	39%
				2022	32%	56%	32%	56%
県	85	45 (53%)	16 (19%)	2019	17%	100%	17%	100%
				2020	6%	50%	6%	50%
				2021	14%	40%	14%	40%
				2022	38%	67%	38%	67%
市町村	9	0 (0%)	0 (0%)	2019	—	—	—	—
				2020	0%	0%	0%	0%
				2021	0%	0%	0%	0%
				2022	0%	0%	0%	0%
合計	115	56 (49%)	20 (17%)		17%	49%	17%	49%

2023.3 末時点

措置着手率 : 措置(設計を含む)に着手した割合(B/A)

措置完了率 : 措置が完了した割合(C/A)

※修繕等措置には、補修や補強などの施設の機能や耐久性等を維持又は回復するための「対策」のほか、「撤去」、定期的あるいは常時の「監視」、緊急に措置を講じることができない場合などの対応としての「通行規制・通行止」があるが、実施状況の集計からは「監視」は除く。

※1: 2 巡目（2019～2022 年度）の点検における判定区分Ⅲ、Ⅳの施設数のうち、点検対象外等となった施設を除く施設数。

③道路附属物等

2巡目（2019～2022年度）の点検で早期に措置を講ずるべき状態（区分Ⅲ）又は緊急に措置を講ずるべき状態（区分Ⅳ）と判定された道路附属物等のうち、修繕等の措置に着手した割合は、2022年度末時点で国土交通省 43%、高速道路会社 50%、地方公共団体 35%です。

完了した割合は、国土交通省 9%、高速道路会社 50%、地方公共団体 8%です。

表 4-7 道路附属物等の判定区分Ⅲ・Ⅳの修繕等措置の実施状況

管理者	措置が必要な施設数 A※1	措置に着手済の施設数 B (B/A)	うち完了済の施設数 C (C/A)	点検実施年度	措置着手率(B/A)		措置完了率(C/A)	
					0%	100%	0%	100%
国土交通省	35	15 (43%)	3 (9%)	2019	33%	100%	33%	100%
				2020	20%	100%	20%	100%
				2021	6%	33%	6%	33%
				2022	0%	11%	0%	11%
高速道路会社	4	2 (50%)	2 (50%)	2019	0%	100%	0%	100%
				2020	100%	100%	100%	100%
				2021	0%	100%	0%	100%
				2022	—	—	—	—
地方公共団体計	108	38 (35%)	9 (8%)	2019	0%	17%	0%	17%
				2020	6%	44%	6%	44%
				2021	4%	38%	4%	38%
				2022	19%	29%	19%	29%
県	101	37 (37%)	9 (9%)	2019	0%	50%	0%	50%
				2020	7%	50%	7%	50%
				2021	4%	39%	4%	39%
				2022	21%	31%	21%	31%
市町村	7	1 (14%)	0 (0%)	2019	0%	50%	0%	50%
				2020	0%	0%	0%	0%
				2021	0%	0%	0%	0%
				2022	0%	0%	0%	0%
合計	147	55 (37%)	14 (10%)		10%	37%	10%	37%

2023.3末時点

措置着手率 : 措置(設計を含む)に着手した割合(B/A)
措置完了率 : 措置が完了した割合(C/A)

※修繕等措置には、補修や補強などの施設の機能や耐久性等を維持又は回復するための「対策」のほか、「撤去」、定期的あるいは常時の「監視」、緊急に措置を講じることができない場合などの対応としての「通行規制・通行止」があるが、実施状況の集計からは「監視」は除く。

※1: 2巡目(2019～2022年度)の点検における判定区分Ⅲ、Ⅳの施設数のうち、点検対象外等となった施設を除く施設数。

(3) 過年度の点検（2014～2022年度）の実施施設における修繕等措置の実施状況

①橋梁

過年度の点検（2014～2022年度）で早期に措置を講ずるべき状態（区分Ⅲ）又は緊急に措置を講ずるべき状態（区分Ⅳ）と判定された橋梁のうち、修繕等の措置に着手した割合は、2022年度末時点で国土交通省 67%、高速道路会社 87%、地方公共団体 42%です。

完了した割合は、国土交通省 19%、高速道路会社 15%、地方公共団体 12%です。

表 4－8 橋梁の判定区分Ⅲ・Ⅳの修繕等措置の実施状況

管理者	措置が必要な 施設数 A※1	措置に着手済の 施設数		未着手 施設数 (A-B)
		B (B/A)	うち完了 C (C/A)	
国土交通省	79	53 (67%)	15 (19%)	26 (33%)
高速道路会社	98	85 (87%)	15 (15%)	13 (13%)
地方公共団体計	2,332	986 (42%)	291 (12%)	1,346 (58%)
県	1,020	573 (56%)	142 (14%)	447 (44%)
市町村	1,312	413 (31%)	149 (11%)	899 (69%)
合計	2,509	1,124 (45%)	321 (13%)	1,385 (55%)

2023.3 末時点

※修繕等措置には、補修や補強などの施設の機能や耐久性等を維持又は回復するための「対策」のほか、「撤去」、定期的あるいは常時の「監視」、緊急に措置を講じることができない場合などの対応としての「通行規制・通行止」があるが、実施状況の集計からは「監視」は除く。

※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。

※1：2022年度末時点の点検における判定区分Ⅲ、Ⅳの施設数のうち、点検対象外等となった施設を除く施設数。

②トンネル

過年度の点検（2014～2022年度）で早期に措置を講ずるべき状態（区分Ⅲ）又は緊急に措置を講ずるべき状態（区分Ⅳ）と判定されたトンネルのうち、修繕等の措置に着手した割合は、2022年度末時点で国土交通省 62%、高速道路会社 60%、地方公共団体 50%です。

完了した割合は、国土交通省 33%、高速道路会社 20%、地方公共団体 21%です。

表 4-9 トンネルの判定区分Ⅲ・Ⅳの修繕等措置の実施状況

管理者	措置が必要な 施設数 A※1	措置に着手済の 施設数		未着手 施設数 (A-B)
		B (B/A)	うち完了 C (C/A)	
国土交通省	21	13 (62%)	7 (33%)	8 (38%)
高速道路会社	5	3 (60%)	1 (20%)	2 (40%)
地方公共団体計	100	50 (50%)	21 (21%)	50 (50%)
県	90	50 (56%)	21 (23%)	40 (44%)
市町村	10	0 (0%)	0 (0%)	10 (100%)
合計	126	66 (52%)	29 (23%)	60 (48%)

2023.3 末時点

※修繕等措置には、補修や補強などの施設の機能や耐久性等を維持又は回復するための「対策」のほか、「撤去」、定期的あるいは常時の「監視」、緊急に措置を講じることができない場合などの対応としての「通行規制・通行止」があるが、実施状況の集計からは「監視」は除く。

※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。

※1：2022年度末時点の点検における判定区分Ⅲ、Ⅳの施設数のうち、点検対象外等となった施設を除く施設数。

③道路附属物等

過年度の点検（2014～2022年度）で早期に措置を講ずるべき状態（区分Ⅲ）又は緊急に措置を講ずるべき状態（区分Ⅳ）と判定された道路附属物等のうち、修繕等の措置に着手した割合は、2022年度末時点で国土交通省 45%、高速道路会社 86%、地方公共団体 43%です。

完了した割合は、国土交通省 8%、高速道路会社 14%、地方公共団体 5%です。

表 4 - 1 0 道路附属物等の判定区分Ⅲ・Ⅳの修繕等措置の実施状況

管理者	措置が必要な 施設数 A※1	措置に着手済の 施設数		未着手 施設数 (A-B)
		B (B/A)	うち完了 C (C/A)	
国土交通省	38	17 (45%)	3 (8%)	21 (55%)
高速道路会社	14	12 (86%)	2 (14%)	2 (14%)
地方公共団体計	185	80 (43%)	9 (5%)	105 (57%)
県	177	79 (45%)	9 (5%)	98 (55%)
市町村	8	1 (13%)	0 (0%)	7 (88%)
合計	237	109 (46%)	14 (6%)	128 (54%)

2023.3 末時点

※修繕等措置には、補修や補強などの施設の機能や耐久性等を維持又は回復するための「対策」のほか、「撤去」、定期的あるいは常時の「監視」、緊急に措置を講じることができない場合などの対応としての「通行規制・通行止」があるが、実施状況の集計からは「監視」は除く。

※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。

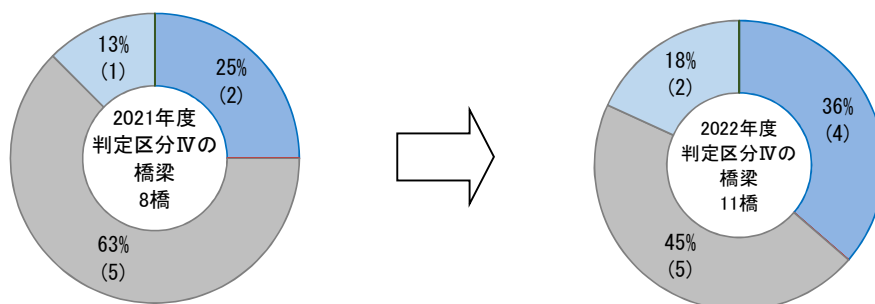
※1：2022年度末時点の点検における判定区分Ⅲ、Ⅳの施設数のうち、点検対象外等となった施設を除く施設数。

(4) 判定区分Ⅳの施設の措置状況

2022年度末時点で判定区分Ⅳと診断された橋梁は、2021年度末時点の8橋から11橋に増加し、内4橋は修繕・架替、5橋は対応未定、2橋は撤去・廃止中となっています。またトンネル及び道路附属物等が、2022年度末時点で判定区分Ⅳと診断された施設はありません。

○判定区分Ⅳの橋梁の措置状況(予定含む)

■ 修繕・架替 ■ 機能転換 ■ 対応未定 ■ 撤去・廃止中(予定含む) ■ 撤去・廃止済等



(5) 修繕等措置の取り組み事例

①判定区分Ⅲの修繕事例（橋梁）

施設名：まつかわばし のぼ せん 松川橋（上り線）
 管理者：国土交通省
 福島河川国道事務所
 路線名：国道4号
 位置：福島県福島市
 建設年：1973年（昭和48年）
 主な損傷：支承本体の破断、変形・欠損



写真4-1 【全景】松川橋（上り線）



写真4-2 【損傷】支承本体の破断



写真4-3 【対策】支承交換

施設名：かなやまばし 金山橋
 管理者：国土交通省 郡山国道事務所
 路線名：国道49号
 位置：福島県郡山市
 建設年：1958年（昭和33年）
 主な損傷：主桁の腐食、欠損



写真4-4 【全景】金山橋



写真4-5 【損傷】主桁の腐食、欠損

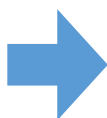


写真4-6 【対策】主桁のあて板補修

施設名：^{いもりさわし}飯森沢橋
 管理者：福島県 喜多方建設事務所
 路線名：国道 121 号
 位置：福島県喜多方市
 建設年：1986 年（昭和 61 年）
 主な損傷：上部工の腐食



写真 4-7 【全景】飯森沢橋



写真 4-8 【損傷】上部工の腐食



写真 4-9 【対策】塗装の塗替え

施設名：^{ひでりさわし}日照沢橋
 管理者：福島市
 路線名：市道 土船・庭塚線
 位置：福島県福島市
 建設年：1976 年（昭和 51 年）
 主な損傷：高欄腐食、変形・地覆欠損
 舗装割れ剥離



写真 4-10 【全景】日照沢橋



写真 4-11 【損傷】
 高欄腐食、変形・地覆欠損
 舗装割れ剥離



写真 4-12 【対策】
 高欄・地覆・舗装の更新

施設名：岩根川橋（上下線）
 管理者：東日本高速道路(株) 東北支社
 路線名：東北縦貫自動車道弘前線
 位置：福島県須賀川市
 建設年：1973年（昭和48年）
 主な損傷：支承の腐食



写真4-13 【全景】 岩根川橋



写真4-14 【損傷】
支承の腐食



写真4-15 【対策】
支承の取替え

②判定区分Ⅲの修繕事例（トンネル）

施設名：いわき水石トンネル
 管理者：国土交通省 磐城国道事務所
 路線名：国道49号
 位置：福島県いわき市
 建設年：2005年（平成17年）
 主な損傷：漏水



写真4-16 【全景】 いわき水石トンネル



写真4-17 【損傷】漏水



写真4-18 【対策】導水樋設置

施設名：^{たばねまつ} 束松トンネル
 管理者：東日本高速道路(株) 東北支社
 路線名：磐越自動車道
 位置：福島県河沼郡会津坂下町
 建設年：1997年（平成9年）
 主な損傷：漏水



写真4-19 【全景】束松トンネル



写真4-20 【損傷】漏水



写真4-21 【対策】導水樋設置

③判定区分Ⅲの修繕事例（シェッド）

施設名：^{あしのはら} 芦ノ原スノーシェッド
 管理者：福島県 南会津建設事務所
 路線名：国道118号
 位置：福島県南会津郡下郷町
 建設年：1996年（平成8年）
 主な損傷：上部工の漏水、
 コンクリート部材の剥離



写真4-22 【全景】芦ノ原スノーシェッド



写真4-23 【損傷】上部工の漏水
（防水機能の劣化）



写真4-24 【対策】上部工の防水

5 道路メンテナンス会議の取り組み

福島県道路メンテナンス会議は、インフラの老朽化対策が社会的な課題となり、橋梁・トンネル等の定期的な点検がスタートした2014年度に、技術力の向上、インフラの長寿命化の推進、さらには道路インフラの維持管理についての情報共有や課題解決への連携と効率的な道路管理を行っていくことを目的に、県内の道路管理者が一体的な連携を図るための組織として設置されました。

特に市町村では、道路構造物の維持管理について技術的なノウハウや土木技術系職員の不足といった課題がある中で、道路インフラを適正に維持管理していくことが重要であるため、福島県道路メンテナンス会議では、市町村の技術的支援に重点をおいた活動等を展開しています。



写真5-1 現場研修会



写真5-2 現場研修会



写真5-3 パネル展の開催
(道の駅「ひらた」内)



写真5-4 パネル展の開催
(福島市まちなか広場)

福島県道路メンテナンス会議(構成機関)

福島県土木部

福島市建設部道路保全課

会津若松市建設部道路課

郡山市建設部道路維持課

いわき市土木部道路管理課

白河市建設部道路河川課

須賀川市建設部道路河川課

喜多方市建設部建設課

相馬市建設部土木課

二本松市建設部土木課

田村市建設部建設課

南相馬市建設部土木課

伊達市建設部土木課

本宮市建設部建設課

桑折町建設水道課

国見町建設課

川俣町建設水道課

大玉村産業建設部建設課

鏡石町都市建設課

天栄村建設課

下郷町建設課

檜枝岐村産業建設課

只見町農林建設課

南会津町建設課

北塩原村建設課

西会津町建設水道課

磐梯町建設課

猪苗代町建設課

会津坂下町建設課

湯川村産業建設課

柳津町建設課

三島町産業建設課

金山町建設課

昭和村産業建設課

会津美里町建設水道課

西郷村建設課

泉崎村建設水道課

中島村建設課

矢吹町都市整備課

棚倉町整備課

矢祭町事業課

塙町まち整備課

鮫川村地域整備課

石川町都市建設課

玉川村地域整備課

平田村産業建設課

浅川町建設水道課

古殿町地域整備課

三春町建設課

小野町地域整備課

広野町建設課

檜葉町建設課

富岡町都市整備課

川内村建設課

大熊町復興事業課

双葉町建設課

浪江町建設課

葛尾村地域振興課

新地町建設課

飯館村建設課

東日本高速道路(株)東北支社

福島県道路公社事務局管理グループ

東北地方整備局道路部

東北地方整備局福島河川国道事務所

東北地方整備局郡山国道事務所

東北地方整備局磐城国道事務所

(一財)ふくしま市町村支援機構(オブザーバー)

会 長 東北地方整備局福島河川国道事務所長

副会長 福島県土木部道路管理課長

事務局 福島県土木部道路管理課

東北地方整備局道路部

東北地方整備局福島河川国道事務所

東北地方整備局東北技術事務所

東北地方整備局東北道路メンテナンスセンター

問い合わせ窓口(事務局)

○福島県土木部道路管理課 メンテナンス担当

電話024-521-7468(直通)

○東北地方整備局福島河川国道事務所 メンテナンス担当

電話024-539-6130(直通)